

令和6年度
公民館・地域交流館事業報告書
あゆみ



そうふけ公民館主催事業「北総鉄道見学」

印西市立公民館・地域交流館

令和7年6月

は じ め に

公民館は、社会教育法に基づき、市民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を実施し、市民の教養の向上、健康の増進、情操豊かな生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的として設置された教育機関です。

公民館は、社会養育を推進する拠点施設として、市民が「つどう」・「まなぶ」・「むすぶ」の拠点となる中心的な役割を果たしています。

公民館では、社会情勢の変化とともに多種多様化する個人や社会のニーズに応じ、地域の方々が気軽に集い（つどう）、自らの興味関心に基づく学習、文化・芸術活動や体育・レクリエーション活動、生活課題や地域課題の解決のための知識・技術の習得など（まなぶ）を通じて、世代を超えた交流や各種機関・団体などと連携を図る（むすぶ）機会を提供することで、社会教育・生涯学習を推進しています。

地域の身近な存在として寄り添い市民の皆さまの生活にゆとりとうるおいを与えるお手伝いができるよう、また、子どもたちが安心安全で健やかに成長できるよう、各種関係機関や公共施設などとも連携を図りながら、公民館5館及び地域交流館がそれぞれに地域の特色を生かした運営に努めています。

市民とともにあゆむ公民館事業についてご理解をいただくため、令和6年度公民館・地域交流館事業報告書「あゆみ」を刊行いたします。市民の皆さまにご高覧いただき、ご指導・ご鞭撻を賜れば幸いに存じます。

令和6年度は本埜公民館の改修工事に伴い休館としていたことから、利用者の皆様には大変なご不便をお掛けしましたが、令和7年度より本埜公民館はリニューアルオープン。また、中央駅前地域交流館もコスモスパレット（通称）となり、新たに新館もオープンしたことから、今後は印西市の生涯学習の拠点となることが期待されます。

令和7年6月

印西市立中央公民館長

目 次

1	公民館・地域交流館の活動概要	5
1.	印西市の教育施策	7
2.	令和6年度公民館・地域交流館の事業計画	9
3.	令和6年度公民館・地域交流館の事業概要	10
4.	公民館運営審議会	11
(1)	印西市公民館運営審議会委員名簿	11
(2)	令和6年度審議会開催日程	12
2	公民館	13
(1)	事業報告	15
	中央公民館	15
	小林公民館	26
	そうふけ公民館	38
	印旛公民館	49
	本埜公民館	60
(2)	利用団体一覧	62
	中央公民館利用サークル懇談会	62
	小林コミュニティサークル連絡協議会	63
	そうふけ公民館利用サークル協議会	64
	印旛公民館利用サークル協議会	65
	本埜公民館利用サークル連絡協議会	66
(3)	利用集計	67
	公民館利用者集計表	67
(4)	条例・規則	68
	印西市立公民館の設置及び管理に関する条例	68
	印西市立公民館の管理及び運営に関する規則	75
3	地域交流館	83
(1)	事業報告	85
	中央駅前地域交流館	85
(2)	利用団体一覧	98
	中央駅前地域交流館利用団体懇話会	98
(3)	利用集計	100
	中央駅前地域交流館利用者集計表	100
(4)	条例・規則	101
	印西市立中央駅前地域交流館の設置及び管理に関する条例	101
	印西市立中央駅前地域交流館の設置及び管理に関する条例施行規則	109

1 公民館・地域交流館の活動概要

1. 印西市の教育施策
2. 令和6年度公民館・地域交流館の事業計画
3. 令和6年度公民館・地域交流館の事業概要
4. 公民館運営審議会
 - (1) 印西市公民館運営審議会委員名簿
 - (2) 令和6年度審議会開催日程

1. 印西市の教育施策

印西市においては、将来都市像を「住みよさ実感都市 ずっと このまち いんざいで」と定めた「印西市基本構想」の実現を進めています。

また、令和2年度に「総合教育会議」において、教育行政の現状や課題について協議し、市の最上位計画である総合計画との整合性を図りつつ、市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策である「教育大綱」（令和3年度から令和7年度）を定め、本年度は4年度目になります。

こうした中、教育委員会では、令和3年度に新たに策定した第2期教育振興基本計画（令和4年度から令和7年度）において、引き続き将来都市像の実現に向けた政策の1つである「子どもたちの未来を育み誰もが心に豊かさをもたらすまちをつくります《子育て・教育・文化》」の推進を図っていきます。

昨今の財政状況の厳しい折、前年度事業の点検と評価を行うとともに、第2期教育振興基本計画を踏まえ、子どもから高齢者に至るすべての市民が心身ともにたくましく健康で明るい生活が送れるよう様々な事業を展開していきます。

つきましては、第2期教育振興基本計画の基本理念「だれもが輝きともに はたたく いんざいの学び」に基づき、主な事業を次のように定めます。

（教育施策）

【教育の基本理念】 だれもが輝き とともに はたたく いんざいの学び

主な施策

- I 知・徳・体の調和のとれた教育を推進し、生きる力を持ち未来を拓く子どもを育む（学校教育）
- 1 子どもたちの学ぶ力を育む
 - 2 子どもたちの豊かな心を育む
 - 3 子どもたちの健やかな体を育む

Ⅱ 子どもたちが安全で安心できる生活を送り健やかに成長できるよう、教育環境を充実させる（教育環境）

- 1 教育環境整備の充実
- 2 学校の適正規模・適正配置の推進
- 3 情報化社会に対応した教育の推進
- 4 信頼される学校づくり

Ⅲ 市民が様々な文化や芸術に触れることができるとともに、先人の残した文化遺産の価値や意義を次世代に適切に継承する（文化・芸術）

- 1 文化・芸術活動の推進
- 2 文化財の保護・活用の推進
- 3 市史編さん事業や地域史料の保存

Ⅳ 市民が生涯を通して学ぶことができるとともに、地域で子どもたちを守り育てる（生涯学習・青少年健全育成）

- 1 多様な学習機会の提供
- 2 図書館サービスの充実
- 3 生涯学習施設の整備・充実
- 4 家庭と地域の教育力向上と青少年の健全育成

★ 生涯学習の主な施策

子どもから高齢者まで市民一人ひとりが自ら学び、生きがいや自己実現につながる生涯学習の環境づくりが求められている。

また、生涯学習を通じて、地域への愛着を生み、地域づくりのための社会参加を促すことや学習成果を地域に還元できるような支援、活動の場となる生涯学習施設の整備が必要である。

さらに、子どもたちの豊かな人間性や社会性を育み、子どもたちが安全で安心な環境で健やかに成長できるよう、学校・家庭・地域の連携を図り、青少年の健全な育成に向けた活動を推進する必要がある。

多様な学習機会の提供として生涯学習ガイドやホームページによる生涯学習情報の提供や 市民アカデミーや出前講座、各公民館主催事業で多種多様な学習機会の提供を行うとともに人づくり地域づくりにつながる学習内容を工夫する。また、大学や企業などと連携・協力し、市民の学習機会の充実を図る。

図書館サービスの充実として図書館が地域における情報やコミュニティの拠点として市民生活に役立つ施設になるよう従来の来館型サービスのほか、電子書籍の提供など非来館型サービスの充実を図り、誰でも利用しやすい施設の在り方などについて調査・研究を行う。また、子どもの読書活動を推進する。

生涯学習施設の整備・充実として 計画的な改修等により、施設機能の充実を図るとともに地域の実情に合ったサービスを展開する。

家庭と地域の教育力の向上と青少年の健全育成として家庭教育学級や講座を開設し、子どもの発達・成長段階に応じた情報提供や課題の解決に向けた自発的な取組を支援する。また、学校・家庭・地域の連携を推進し、地域ぐるみで青少年の健全な育成を図る。

2. 令和6年度公民館・地域交流館の事業計画

公民館・地域交流館は、市民のために実際の生活にあった教育や学術、文化などの事業を行うことにより、市民の教養を向上させ、健康を増進し、情緒を豊かにすることを目指し、ひいては生活文化の振興、社会福祉の増進に貢献することを目的とする。

印西市立公民館・地域交流館は、この目的を達成するため、社会や地域の課題・要望をとらえて、対象に合わせた講義や体験など様々な形式で各種事業を展開する。

(1) 公民館・地域交流館主催事業

子ども対象事業、大人対象事業、公民館利用サークル連絡協議会・大学・青少年相談員等の社会教育関係団体やサークルとの共催事業など地域の特色を生かした事業を実施し、市民の社会教育・生涯学習を推進する。

(2) 団体育成事業

① 利用サークル等への指導・支援

各利用サークル・団体が、自主的かつ円滑な学習を行えるよう必要に応じて指導・支援を行う。

② 公民館・地域交流館利用サークル連絡協議会への指導・支援

加盟サークル間の相互理解・交流・地域コミュニティの醸成を達成するため、自主運営を尊重し、必要に応じて指導・支援を行う。

- 中央公民館利用サークル懇談会（25 サークル加盟）
- 小林コミュニティサークル連絡協議会（17 サークル加盟）
- そうふけ公民館利用サークル協議会（23 サークル加盟）
- 印旛公民館利用サークル協議会（15 サークル加盟）
- 本埜公民館サークル連絡協議会（17 サークル加盟）
- 中央駅前地域交流館利用団体懇話会（32 サークル加盟）
- ③ 公民館・地域交流館利用サークル連絡協議会が行う「まつり」への支援

公民館利用サークル連絡協議会加盟サークルが活動成果の発表を行う「まつり」を円滑に運営できるよう支援する。

- 中央公民館「みなづき祭」
- 小林公民館「小林コミュニティプラザまつり」
- そうふけ公民館「ふれあい文化館まつり」
- 印旛公民館「いんば公民館まつり」
- 本埜公民館「本埜公民館まつり」※保全改修工事のため中止
- 中央駅前地域交流館「中央駅前地域交流館まつり」

※改修工事及び旧駐車場利用不可のため中止

- ④ 公民館講座修了者の自主活動への指導・支援

公民館講座修了者の自主活動に対して、円滑に学習できるよう必要に応じて指導・支援を行う。

(3) 個人学習支援事業

市民の個人学習の推進を図るため、公民館・地域交流館事業に差し支えない範囲で、個人学習室の開放を行う。

(4) 貸館事業

市民や利用サークル・団体等に、社会教育・生涯学習・会議・交流の場を提供し、公民館・地域交流館を地域の生涯学習拠点施設とする。自発学習・交流を通して、地域コミュニティの醸成を図り、社会教育・生涯学習の推進に努める。

3. 令和6年度公民館・地域交流館の事業概要

令和6年度は、本埜公民館の改修工事に伴い休館としていたことから、公民館全体の利用者は減となりましたが、その他の館では主催事業も順

調に開催することができました。

また、各公民館等利用サークル連合組織が主体となって開催している「まつり」につきましても、令和５年度に引き続き施設の改修工事等に伴い、本埜公民館及び中央駅前地域交流館の２館で中止となったものの、他館においては例年通り開催することができました。

なお、工事に伴うサークル活動の影響へは、他館を利用していただくなど、継続した活動の支援を行ったところです。

４．公民館運営審議会

(1) 印西市公民館運営審議会委員名簿

任期 令和５年４月１日から令和７年３月31日まで

番号	氏 名	区 分	備 考
1	門脇 英貴	学校教育関係者	
2	泉水真由美	学校教育関係者	
3	佃 正男	社会教育関係者	
4	油原 紀子	社会教育関係者	
5	嘉藤 弘子	社会教育関係者	
6	富井 康夫	社会教育関係者	
7	松山 悦子	社会教育関係者	
8	矢野 忠行	社会教育関係者	
9	畑中由美子	社会教育関係者	
10	豊田 文子	社会教育関係者	
11	長尾さおり	家庭教育関係者	
12	美馬 光美	家庭教育関係者	
13	常光 康介	学識経験者	
14	中嶋加奈江	学識経験者	
15	白井 豊	学識経験者	
16	小泉 雅由	学識経験者	

(2) 令和 6 年度 審議会開催日程

回	月 日	内 容	会 場
1	令和 6 年 10月24日 (木)	令和 6 年度第 1 回印西市公民館運営審議会 【報告事項】 ・ 令和 6 年度上半期公民館等事業実施状況について 【審議事項】 ・ 令和 7 年度公民館等事業実施方針について	中央公民館
2	令和 7 年 3月19日 (水)	令和 6 年度第 2 回印西市公民館運営審議会 【報告事項】 ・ 令和 6 年度公民館等事業報告について 【審議事項】 ・ 令和 7 年度公民館等事業計画（案）について	中央公民館

2 公民館

(1) 事業報告

中央公民館

小林公民館

そうふけ公民館

印旛公民館

本埜公民館

(2) 利用団体一覧

中央公民館利用サークル懇談会

小林コミュニティサークル連絡協議会

そうふけ公民館利用サークル協議会

印旛公民館利用サークル協議会

本埜公民館サークル連絡協議会

(3) 利用集計

公民館利用者集計表

(4) 条例・規則

印西市立公民館の設置及び管理に関する条例

印西市立公民館の管理及び運営に関する規則

(1) 事業報告

中央公民館



【運営方針】

中央公民館では、市民が心身ともに健全で心豊かに、生涯にわたり学び続ける幅広い学習の場と機会を提供することを目標に、関係団体、学校や他の学習関連施設との連携・調整を図り、事業の展開を図っている。

また、市民に身近な学習の場として来館してもらえるよう、学習資料の提供や学習室の開放、また、市民の憩いの場、情報交換の場としてロビーの開放を行っている。

【施設概要】

名 称：印西市立中央公民館
所 在 地：印西市大森3934-1
開 館：昭和54年2月1日
敷地面積：4,874.01㎡
延床面積：2,680.55㎡
構 造：鉄骨鉄筋コンクリート造
5階建て
駐車台数：62台



《令和6年度事業概要》

主催事業について、「子ども対象事業」5事業、「大人対象事業」5事業、「共催事業」2事業を当初計画のとおり実施した。

実施した事業のうち、子ども対象事業の「冬休み書き初め教室」、大人対象事業の「利根川講座―自然と歴史―」「こんまり流かたづけを学ぶ」の3事業は、予想以上の応募があり人気の講座となった。

また、個人学習支援事業として学習室を開放した。

この他に、中央公民館利用サークル懇談会が主体となって開催している第41回となる「みなづき祭」では、1,214人の来場者があり昨年の来場者数を上回った。

施設利用者数の推移については、令和5年度 21,306人、令和6年度 20,788人という状況だった。

●親子で楽しく学ぶ！地球温暖化

事業区分	子ども対象事業				
ねらい	地球温暖化問題が深刻となる20年・30年先にこの問題に向き合うことになる世代（10代～30代）に、この問題に取り組むきっかけとする。				
対象	市内在住者（小学4年生～6年生と保護者）				
定員	30人				
受講者数	14人				
受講率	46%				
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
	1	6月29日（土）	地球温暖化についてクイズとゲームで学ぶ	アースドクター ふなばし	14人
参加者合計	14人				
講座を終えて	お母さん方の関心を引く「食品ロス」を導入に、地球温暖化防止のために必要なこと、そしてSDGsのための17の目標と、それを実現するために必要なことを学んだ。 また、近年は猛暑が続き、特に感じることでできる地球温暖化を中心に、クイズや体操を取り入れ解りやすく学んだ。 各個人が生活の中ですぐに取り組めることがあることを理解し、これからを考えるきっかけとなった様子であった。				

●テレ朝出前講座

事業区分	子ども対象事業				
ねらい	メディア企業による番組制作の舞台裏話やロールプレイングによるアナウンサー体験を通し、メディアの仕事学ぶ。				
対象	市内在住者（小学4年生～6年生）				

定員	34人				
受講者数	34人				
受講率	100%				
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
	1	7月6日（土）	番組制作の裏話や、アナウンサー体験	株式会社テレビ朝日	22人
参加者合計	22人				
講座を終えて	現職のテレビ局員が講師となり、ニュース番組ができるまでの話や、アナウンサー体験を行った。アナウンサー体験では講師が用意してくれたニュース原稿を、アナウンサー役、タイムキーパー役、ディレクター役の3人1組で読み進めることを体験した。緊張の中にも楽しみながら挑戦している姿が見られ、なかなか知る機会がない「放送局の裏側」を興味深く学んでいた様子であった。				

●子ども工作教室

事業区分	子ども対象事業				
ねらい	剥がし版画〔アクリル画に使われるジェルメディウムを利用した簡単で安全性の高い版画技法〕でオリジナルトートバックを作成する。 体験することの少ない技法にふれると共に創作活動を通じて作る喜びを体感し、想像力・表現力などを養う。				
対象	市内在住者（小学5年生～6年生）				
定員	16人				
受講者数	7人				
受講率	43%				
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
	1	8月3日（土）	剥がし版画の制作	井関 洋	7人
参加者合計	7人				
講座を終えて	一般的にイメージする版画ではなく、学校では習わない技法に興味を持って楽しそうに作成していた。受講生が自分で用意した図案に色をのせ、それを剥がし版画特有の材料によりトートバックに転写するもので、自分だけのオリジナル作品を完成させ仕上がり嬉しそうな表情が見えた。創作する喜びを実感できた様子であった。				

●北総鉄道見学（そうふけ公民館と共催）

事業区分	子ども対象事業				
ねらい	北総鉄道印旛車両基地を見学し、北総鉄道についてや、普段見ることができない鉄道車両の構造等を学ぶ。また、共同事業とすることで、学区・学年を超えて一緒に学ぶことにより、協調性を学び、友情の輪を広げる機会とする。				
対象	市内在住者（小学3年生～6年生）				
定員	25人				
受講者数	19人				
受講率	76%				

プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
	1	8月22日（木）	北総鉄道印旛車両基地の見学	北総鉄道株式会社職員	19人
参加者合計	19人				
講座を終えて	そうふけ公民館と共同で見学を行った。作業見学では、車輪を削ったり車体を持ち上げ車両ごとに点検していく様子を見学し、電車の安全運行は1つ1つの点検によって守られていることを知った。車両見学では、車内アナンスの体験や普段は触ることができない非常通報装置ブザーを押すことができ、子ども達はとても楽しみながら、積極的に学んでいる様子であった。				

●冬休み書き初め教室

事業区分	子ども対象事業				
ねらい	冬休みの課題である書き初めを講師指導のもと書きあげる。伝統文化に触れ書道に対する関心を深めるとともに、毛筆の上達を図る。				
対象	市内在住者（小学4年生～中学3年生）				
定員	31人				
受講者数	31人				
受講率	100%				
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
	1	12月21日（土）	冬休みの課題の書き初めについて、講師の指導を受けながら練習する。	吉野 博	24人
参加者合計	24人				
講座を終えて	講師から学年別に指導を受け、熱心に書き初めに取り組んだ。ポイントを理解しながら何枚も書き続け上達することができた。最後はみんなで作品を掲げあい、満足気な表情を見ることができた。「冬休み期間には、家で書きあげるのは難しい」という声もあり、こうした機会を提供できるこの事業を継続したい。				

●いきいきカレッジ

事業区分	大人対象事業				
ねらい	シニア世代が地域の歴史・健康な体づくり・心を豊かにする創作活動など「知」「徳」「体(栄養含む)」の総合的な学習を学ぶことにより、生活改善を考えてもらうきっかけづくりをする。また、講座を通して生きがいづくり・仲間づくりにつなげることなどにより、これからの人生を「生き活き」と過ごしていくことの支援を目指す。				
対象	市内在住者（50歳以上）				
定員	20人				
受講者数	12人				
受講率	60%				
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
	1	5月16日（木）	シニアのための「心と身体の健康」	明治安田生命保険相互会社	11人
	2	6月20日（木）	しっかり食べて元気ハツラツ	健康増進課職員	11人
	3	7月18日（木）	防犯の知識	市民活動推進課職員	8人

	4	9月19日(木)	災害に備える「防災脳」を活性化!	明治安田生命保険相互会社	9人
	5	10月17日(木)	木下交流の杜歴史資料センター、 印旛歴史民俗資料館 見学	木下交流の杜歴史資料セン ター、印旛歴史民俗資料館	8人
	6	11月21日(木)	ポッチャ体験	スポーツ振興課職員	8人
	7	12月12日(木)	貝合わせを作ろう	一島 節世	8人
参加者合計		63人			
講座を 終えて		第1回では、私達の日常生活の中で特別な器具を使わずにできるストレッチの紹介。こころの健康面についてはストレスには、様々な要因があり、自分の変化を見逃さず、自分にあったストレスコーピング(対処法)を見つけるようにすること等を学んだ。 第2回では、自分の体格の把握と、「フレイルを予防する食事」として低栄養にならないよう「毎日10の食品群を意識して食べる」など栄養の考え方や、食事をとるために「孤食を避け、家族や友人と共食」など楽しく食べること、また「オーラルフレイルを防ぐ」では、口の健康を保つ大切さを学び、健康な歯(口)で、バランスの良い食事を摂ることの大切さを学んだ。 第3回では、SNS詐欺被害が急増しており、「資産運用」をあおる「投資型」、「2人の将来のために」資産を蓄えようともちかける「ロマンス型」について学んだ。講義の他DVDの視聴もし、《お金の話はしない、電話を掛け直す・誰かに相談する・留守番電話に設定する》ことで被害をなくすることができるということをわかりやすく学んだ。 第4回は「風水害に備える防災脳ストレッチ」と「在宅避難のススメ」の二部構成で講義が進められた。一部では、災害の具体例を示し、過去の経験が通用しない規模の災害が起こっている。その備えとして、災害が発生する「その前」、災害が発生した「その時」、二次災害や持久戦に備える「その後」の三段階で全く違った現実と対峙するために、柔軟に幅広い意識を持つことが大切なこと。また、そういう時のために加入の「損害保険」の補償について再確認の必要性を学んだ。二部では、状況に応じた複数の避難場所を想定することや、「在宅避難」ができるように準備する必要性、そして在宅避難用に備えておくグッズを具体的な用法と共に学んだ。 第5回は、市バスで市の歴史関係2施設を見学した。木下交流の杜歴史資料センターでは、初めに木下貝層を、展示に沿っての説明と解説の資料で印西市の歴史の概要を知ることができた。印旛歴史資料館では、明治・大正・昭和に、地元で使われた道具類を懐かしく見学した。地域を知るきっかけになっていたと企画したが、活発な質問があり十分達成できたように感じた。 第6回は、今夏のパリパラリンピックで日本勢の活躍が話題となった「ポッチャ」を体験した。男性陣、女性陣とも2人对2人に分かれて、試合を行った。慣れてくると、ボールを投げる力加減の調整ができるようになり、男女どちらからも、歓声があがった。複雑なルールはなく、次第に夢中になっていった。ゲームの初めと終わりにストレッチ体操も取り入れ適度な運動になったようである。 第7回は「貝合わせを作ろう」では、貝に下絵を写しとることから始め絵の具を塗った。細かな作業であったが集中し作り上げ、最後は赤い毛氈の上に並べ写真撮影を行った。満足のいく仕上がりになった様で、創作活動の楽しみを感じてもらうことができた。			

●利根川講座—自然と歴史—

事業区分	大人対象事業
ねらい	中央公民館に隣接する「利根川」を手がかりとして、印西地域の歴史・社会・環境などを総合的に学び、自分たちが暮らす地域を理解しふるさと意識を育みながら、これからのまちづくりについて考える

	機会を提供する。				
対象	市内在住者				
定員	20人				
受講者数	20人				
受講率	100%				
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
	1	9月14日(土)	利根川の歴史を学ぼう	村越 博茂	19人
	2	10月11日(金)	利根川の治水・利水について	利根川下流域河川事務所	17人
	3	11月16日(土)	千葉県と茨城県の境の変遷について	秋山 笑子	16人
	4	12月7日(土)	三社詣に出立！ 香取神宮・鹿島神宮・息栖神社	鹿嶋ふるさとガイド 香取神宮 印西ふるさと案 内人協会	12人
参加者合計	19人				
講座を終えて	第1回は明治初年代に和船から蒸気船へ。10年代前期の蒸気船・木下街道の最盛期を経て、30年代の鉄道網の整備と蒸気船事業の衰退を多くの資料とともに紹介された。 また、現在残されている日記・道中記等からみる明治時代前期の木下街道では、香取・鹿島神宮への奉幣使・犬養毅・植木枝盛らが木下を通った記録の紹介もあり、興味深く学んでいる様子だった。 第2回は利根川の概要・治水計画・北千葉導水路についての講義で、利根川についての概説、「とねがわ」の語源、東遷のもたらしたことを、また洪水の被害と治水計画では、水で苦しめられてきた、この地域の歴史と重なるものであった。明治44年の連続築堤方式への改修計画の変更が大きな変換点だったことを、また、気候変動をふまえた水害対策では流域全体で行う総合的かつ多層的な水害対策の「流域治水」の必要性も学んだ。 第3回は「ちばらき」という「造語」(?)は誰が言い始めたか?と次回の「三社詣で」の予習という構成での講義となった。千葉と茨城の県境は何度も変わってきた。利根川改修と県境の変遷をわかりやすく解説された。『東国三社詣』については、その成立から関係資料の紹介、江戸から利根川下流域への旅の様子について、絵図をふんだんに使い伝えられた。「ちばらき」の言葉が示すように、香取海周辺はその『水』が取り巻く環境の中で繋がりをもちながら、共存してきたことを学習できた。 第4回は、まず香取神宮の本殿で由緒や建物についての説明を受けた。次に、鹿島神宮では鬱蒼とした参道を進み、『要石』の不思議を実見した。息栖神社では忍潮井・神社を見学し、第3回目の講座で学んだ、江戸時代に木下河岸から木下茶船に乗り、東国三社詣が盛んであったことが思い出される内容であった。				

●彩りのある暮らし講座

事業区分	大人対象事業				
ねらい	創作・工芸など作る喜びを体感し、想像力・表現力を養いながら手作りの作品で生活に彩りを添えていく。また、自然の物に触れることや手先を動かすことは、ストレス緩和や認知症予防などに繋がると言われており、それらの一助とする。				
対象	市内在住者				
定員	第1回 15人 第2回 16人				

受講者数	第1回 11 第2回 13人				
受講率	第1回 73% 第2回 81%				
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
	1	11月15日(金)	正月飾りに挑戦 ～わら細工をつくってみよう～	岩井 猛和 他	11人
	2	12月19日(木) 中止	苔玉づくり ～小さな丸い庭をつくってみよう～	奥田 利風	中止
参加者合計	11人				
講座を終えて	わら細工で「亀」をつくる講座で、あらかじめ作られたパーツを組み立てるという工程だったが、それでも難しい作業であった。甲羅部を編み込む工程が最難関で、受講生が講師の「手」をまねながら、時間いっぱい必死にわらを編みこむ姿があった。そうして完成した作品に、満足気な表情を見ることができた。				

●こんまり流かたづけを学ぶ

事業区分	大人対象事業				
ねらい	「ときめくものを選ぶ」視点でかたづけを進めるこんまりメソッドを学ぶ。				
対象	市内在住者				
定員	15人				
受講者数	15人				
受講率	100%				
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
	1	1月18日(土)	「こんまりメソッド」を学べる体験型ワークショップを体験する	俵 順子	10人
	2	1月25日(土)	収納の実践	俵 順子	11人
参加者合計	21人				
講座を終えて	第1回は、「片付けられない理由」や「捨てられない理由」を学んだ。今回、「こんまりメソッドの5つのステップ」が示され、「ときめき」をキーポイントに進められた。 第2回は、「こんまり流片付け」の実践編を行った。片づける為の基本のカテゴリーと順番、整理・整頓・収納の違いについて学んだ。自分の価値観(ときめき)に従い、モノを選択する作業の連続であるこんまり流片付けを、楽しく学ぶことができた。				

●健康リンパセラピー

事業区分	大人対象事業				
ねらい	リンパの知識を学びながら、呼吸体操、ヨガストレッチ、リンパマッサージ等を組み入れた身体づくりを体験し、今後の健康づくりに活かすきっかけとする。				
対象	市内在住者				
定員	16人				
受講者数	15人				
受講率	94%				

	回	実施日	内容	講師等	参加者
プログラム	1	9月21日(土)	リンパの話	秋葉 みどり	11人
	2	10月5日(土)	リンパマッサージケアの方法		11人
	3	10月19日(土)	全身のリンパケア・日常、続けていきたいリンパ体操		10人
参加者合計	32人				
講座を終えて	第1回では、リンパについて、リンパ管は血管に沿うような形で全身に張りめぐらされていることや、リンパ液は体を巡る間に体内のゴミ(老廃物・脂肪・病原菌等)を回収し、リンパ節で解毒無害化することを学んだ。実際にリンパ節の働きを確認しながらセラピーを施していった。講座開始前と講座後とを比べると、体が軽くなったという声も聞かれ、リンパを意識した健康づくりに興味を持たれた様子であった 第2、3回では、お腹・足・足裏・腰・背中のセラピーを学んだ。二人組で交互にマッサージを施しあった。自分で今後も続けられるように、講座回数を増やしてほしいなどの声が聞かれ、健康づくりへの意識高揚に寄与することができた。				

●手賀沼船上親子観察会（手賀沼流域フォーラムと共催）

事業区分	共催事業				
ねらい	手賀沼について、環境啓発を行っている市民団体の手賀沼流域フォーラムとの共催で、手賀沼の環境・浄化対策について、座学で学んだあと、六軒川・弁天川・手賀川の自然環境を船で実見し、自然環境の保全と共生について親子で考える機会を提供する。				
対象	市内在住者（小学生と保護者）				
定員	20人				
受講者数	14人				
受講率	70%				
	回	実施日	内容	講師等	参加者
プログラム	1	7月27日(土)	手賀沼の環境についての座学及び六軒川・弁天川・手賀川・手賀沼を舟で巡り、手賀沼の自然環境を観察する。	(講義) 水と暮らしを守る会 (乗船体験) 印西市観光協会	14人
参加者合計	14人				
講座を終えて	船で現在の自然環境を実見し、その後に座学を行った。 船では、自然環境の話（魚・植物等）を、座学では、①私達の飲み水・捨て水についてでは、受講生にポストイットに書いてホワイトボードに貼りつけるという、参加型をとり、②手賀沼と流域の外来水生植物については、パワーポイントで紹介された。受講生は実見してきた水生植物が「川や沼の生態系を崩していること」に驚いているようであった。環境保全について、イメージに残りやすい学びの場を提供することができた。				

●Let's サークル体験 夏休みは公民館へGo！（中央公民館利用サークル懇談会と共催）

事業区分	共催事業				
ねらい	中央公民館利用サークル懇談会と共催で、夏休みの期間を活用し、小・中学生に希望するサークル活動を体験する機会や、世代間交流の場を提供する。				
対象	市内在住者（小・中学生）				
定員	①印西ウインドアンサンブル（吹奏楽） 10人 ②バルーンアートサークルピッコロ（バルーンアート） 16人 ③コール・ミモザ（合唱） 20人 ④健康体操サークル（体操） 10人				
受講者数	①3人 ②16人 ③3人 ④2人				
受講率	①30% ②100% ③15% ④20%				
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
	1	8月	公民館で活動しているサークルに地域の子供たちが参加して、サークル活動を体験する。	各サークル	24人
参加者合計	24人				
講座を終えて	①ウインドアンサンブルの体験は、パーカッション部門の体験をした。ドラム・木琴、最後にメンバー達とタンバリンやマラカスで合奏に参加した。初めて触った楽器をととても楽しんでいる様子だった。 ②バルーンアート・ピッコロは、風船に空気を入れるのが子どもでは無理であるから、親子で参加となった。剣・花・花のプレスレットの3つを作った。今回は8組の参加であったが、サークルの方々が受講生の間を回り指導されるには、適当な人数であったようだ。とても楽しんでいる姿が見られた。 ③コール・ミモザの合唱体験は、指導の先生の選曲（5曲）が子どもに馴染みのあるものだったこともあり、元気に楽しそうに歌っている姿が見られた。 ④健康体操は、日常生活に取り入れられる動きを中心に、リズムカルにそして緩やかにテンポの良い先生の指導で体操を行った。参加者は中学3年生の男子と母親で、簡単な運動を通してリラックスできる時間を過ごし楽しんでいるようだった。 今回の講座全体を通じて各々の内容で楽しんでいる様子が伺え、また良い経験ができたとの感想を聞くこともできた。参加者は少なかったが、サークル活動を広めてもらう一歩になったと感じた。				

《中央公民館講座の様子》



▲テレ朝出前講座



▲北総鉄道見学



▲冬休み書き初め教室



▲いきいきカレッジ



▲彩りのある暮らし講座



▲こんまり流かたづけを学ぶ

《団体育成事業》

各サークルが自主的かつ円滑な学習が行えるよう可能な限りの指導・支援を行った。中央公民館利用サークル懇談会に対しても、運営等の指導・助言を行ったが、1サークルが退会し、加盟サークル数は25サークルとなっている。なお、活動成果の発表の場である、中央公民館利用サークル懇談会が主催する「みなづき祭」は6月22日（土）・23日（日）の2日間で開催され、1,214人の来場者があり、昨年の来場者数を上回った。

《個人学習支援事業》

学習室を個人学習・共同学習の場として開放し、公民館をより身近な施設として感じてもらおうと共に、学習資料の提供により学習支援の推進を図った。

《貸館事業》

市民が自発的に学習し、ふれあいの輪を広げその成果や効果を社会還元して地域醸成するための場として施設の提供を図った。社会教育関係団体、地域の自主活動団体、福祉団体等に学習、会議、交流の場を提供し適正で健全な公民館運営に努めた。

小林公民館



【運営方針】

小林公民館は、小林駅圏に生活する市民を主な対象とし、社会教育・生涯学習活動、芸術文化活動、地域コミュニティ活動の場・機会を提供することを主な事業目標として運営している。

また、小林公民館では、市民の学習ニーズを把握し、地域コミュニティの醸成に配慮した社会教育・生涯学習機会の提供を基本として、事業の展開を図っている。

【施設概要】

名 称：小林コミュニティプラザ

- ・小林公民館
- ・小林図書館
- ・小林出張所

所 在 地：印西市小林北5-1-6

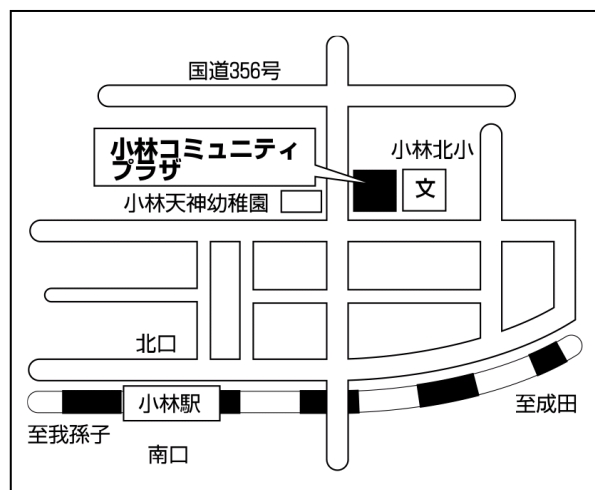
開 館：平成7年5月1日

敷地面積：3,146.71㎡

延床面積：2,073.68㎡

構 造：鉄筋コンクリート 2階建て

駐車台数：49台



《令和6年度事業概要》

主催事業について、当初計画では「大人対象事業」6事業、「子ども対象事業」5事業を計画した。その後、「大人対象事業」1事業、「子ども対象事業」2事業を追加し実施した。

また、小林コミュニティサークル連絡協議会が主体となって開催している「小林コミュニティプラザまつり」をサークル発表会という内容で実施した。

個人学習支援事業としては、公民館事業に支障のない範囲で学習室を開放した。

施設利用者の推移については、令和4年度9,480人、令和5年度10,222人、令和6年度21,797人という状況だった。

●天使の木親子コンサート

事業区分	子ども対象事業				
ねらい	季節に沿ったテーマの音楽や歌を親子で一緒に楽しむ中で、安らぎや情操感を育てる。 乳幼児の子を持つ若い世代に公民館の事業に参加する場を通して、施設に関心や親しみを持つきっかけとする。				
対象	市内在住者（0～5歳の子とその保護者）				
定員	23組69人				
受講者数	23組69人				
受講率	100%				
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
	1	6月16日（日）	テーマ【雨】 うた、ピアノ演奏、リズムあそび、お話、 レインスティック作り	うた 山崎 祐希子 ピアノ 堀野 りか	23組 69人
	2	9月29日（日）	テーマ【色ってなあに？】 うた、ピアノ演奏、リズムあそび、お話、 とんぼのめがね	ピアノ 市川 未緒	23組 69人
参加者合計	138人				
講座を終えて	近年、公民館において、乳幼児の親子の事業（子育て施設の充実）が少ない状況や、若い世代の公民館離れの傾向があることから、公民館に親しむきっかけづくりとして親子で楽しめる乳幼児向けのコンサートを実施した。 一回目の開催では、6月のテーマとして「雨」を用いた季節のうた、ピアノや簡単工作のプログラムを行った。 参加者からは、曲の中で吹いたシャボン玉や簡単工作のレインスティックが好評だった。 二回目の開催では、「色ってなあに？」をテーマに色彩と音がちりばめられた内容で実施し、五感で感じるコンサートとなった。 開演始めから最後までグランドピアノの伴奏をBGMとした効果もあり、「会場の雰囲気は素敵でした。また計画して下さい。」との声を頂いた。 課題は、定員に達するまでに時間を要したことから、このような対象の事業は周知の方法に工夫が必要であると感じた。次年度は、近隣の幼稚園や保育園にもチラシ等で周知を促す予定である。				

●すごくよく飛ぶ紙ひこうきを作ろう

事業区分	子ども対象事業				
ねらい	よく飛ぶ紙ひこうきの作り方を学び、航空力学を通じて科学に興味を持たせる。 自分で作った紙ひこうきがよく飛ぶという成功体験をすることで、自信を持たせると共に興味関心を深化させる。				
対象	市内在住者（小学１年生～６年生）				
定員	２６人				
受講者数	２６人				
受講率	１００％				
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
	１	８月３日（土）	• いか型、やり型、せみ型の紙ひこうきを作る。 • 飛ばしっこをする。	エディハド航空 吉村 龍雄	２６人
参加者合計	２６人				
講座を終えて	広報紙で募集を掛けたところ、一週間ほどで定員２０人に達し、印西市内８校から応募があり、当館では人気の事業のひとつとなっている。 ３種類（いか型・やり型・せみ型）の紙ひこうきを講師と一緒に参加者全員が作り、「よく飛ぶコツは中心線から少し隙間を開けて折ること」、「翼の外側の先端を少し反らすこと」などアドバイスを受けていて、親子構わず、なぜ上手く飛ばないのかを講師に聞きに行き、修正してトライをする姿も見られた。 夢中になって紙ひこうきを飛ばす姿は、子どもも大人もなく皆、笑顔で楽しんでいるようであった。また、安全に配慮したことで、ぶつかったり、紙ひこうきの先端等で怪我をする参加者はいなかった。後半は作った紙飛行機を皆で競いながら飛ばし合い、保護者も真剣モードであった。親子共々に、楽しく爽快感を感じた時間を過ごす講座となった。				

●生物の設計図！遺伝子を見てみよう

事業区分	子ども対象事業				
ねらい	生物の細胞の中にあり、生物の設計図ともいえる DNA を取り出す、実験の過程や結果を肉眼で観察し、その存在を発見し、科学に興味をもたせる。				
対象	市内在住者（小学生）				
定員	各１６人				
受講者数	１回目（小学１年生～３年生）１１人 ２回目（小学４年生～６年生）１３人				
受講率	１回目 ６９％ ２回目 ８１％				
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
	１	７月２７日（土）	映像や講師の話で DNA について学ぶ。 ブロッコリーの DNA 抽出実験 肉（鶏、豚、羊）の PCR 実験	印西サイエンスクラブ（現 明治大学農学助教授 大和屋 健二）	１１名
	２	８月１０日（土）			１３名
参加者合計	２４名				

講座を終えて	ブロッコリーのDNAを取り出す実験と動物（鶏・豚・羊）の肉のDNAを特定するこの講座は、小学校1年生～3年生においては、高度であったと思うが、実験の様子をノートにとったり、写真に収めたり、質問したり、全体的に素直で、一生懸命に講師の話を聞いて実験を行った。 4年生～6年生も同内容であったが、実験過程では、子どもによって関心を示す部分が違って面白かった。講師が実験をとおして小学生に伝えたいことは、「なぜ?」「どうして?」を自分で調べることが大事ということであった。 保護者も子どもの疑問にいていないに答える講師の姿に感心していた。 今回の事業は、地域の学校、他館職員の協力もあり、関係部署の連携を感じた事業でもあった。
--------	--

●部活見学へ行こう！成田高等学校ダンスドリル部

事業区分	子ども対象事業				
ねらい	高校生のいきいきとした部活動を実際に見たり、競技等に接する中で、近い将来の期待感や希望を持たせる。				
対象	市内在住者（小・中学生）とその保護者				
定員	35人				
受講者数	35人				
受講率	100%				
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
	1	2月22日（土）	成田高等学校ダンスドリル部見学	ダンスドリル部	23人
参加者合計	23人				
講座を終えて	中学生の公民館利用が少ないことから、中学生を対象とした高校の部活動見学を実施した。部活動の盛んな成田高等学校と調整を図り、3月に世界大会を控えている「ダンスドリル部」を中心に当日活動している部活動を見学した。参加者は初めて見る高校の部活動に驚いていた様子で大変興味をもって見学していた。保護者の参加も了解したことで、将来の進学に対しても親子で話している姿が見られた。				

●クリスマス会（共催：小林図書館）

事業区分	子ども対象事業				
ねらい	読み聞かせや素話などを通して情操を育み、季節の楽しい思い出をつくる。				
対象	幼児・小学生とその保護者				
定員	50人				
受講者数	42人				
受講率	84%				
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
	1	12月7日（土）	読み聞かせ、素話など	小林親子読書会 かたつむり （公民館定期利用 サークル）	39名
参加者合計	39名（子ども24名、保護者15名）				

講座を終えて	今年度は、小林親子読書会かたつむりの協力で、素話、ハンドだんす、大型絵本、笛あそび、パネルシアターの演目をおこなった。年齢層が低かったが、参加した子どもたちは、終始集中して楽しんでいた。 終盤では、サンタクロースが登場し、職員手作りのプレゼント（けん玉）を喜んで受け取っていた。プレゼントを受け取ると、その場で遊び始める子どもや、サンタクロースと写真を撮るなど、クリスマスの雰囲気をも十分に楽しんでいた。 反省点としては、周知が遅かったこと、演目の無い時間帯に BGM でクリスマスソングを流し雰囲気作りを工夫するなど、より一層楽しめようと感じた。
--------	---

●小林カレッジ

事業区分	大人対象事業				
ねらい	市民が健康で明るく豊かな生活を送るために、幅広い分野に目を向け、生きがいつくり・健康づくり・仲間づくりの一助を図る。				
対象	市内在住者（５０歳以上）				
定員	２５人				
受講者数	２２人				
受講率	８８％				
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
	１	６月 １日（土）	薬についてより詳しく知ろう	医療ライター 小林 利康	２１人
	２	６月２９日（土）	気象について	銚子地方気象台 観測予報グループ予報官 藤井 博徳	１７人
	３	７月２０日（土）	近世城下町の祭礼 ～江戸天下祭と佐倉城下麻賀多 明神祭礼を素材に～	千葉県文書館 白谷 茉莉	１８人
	４	９月２８日（土）	畳の花台を作ろう	米井畳店 米井 仁	１８人
	５	１０月１９日（土）	アートについて	小林洋画クラブ 正木 浩司	２１人
	６	１１月３０日（土）	館外見学	谷津干潟自然観察センター レンジャー	１７人
	７	１月１８日（土）	航空貨物と紙飛行機	エディハド航空 吉村 龍雄	１６人
参加者合計	１２８人				
講座を終えて	１回目は、改修工事後の講座再開を待ち望んでいた様子で、小林カレッジへの期待感が感じられた。今年度で２８回目の小林カレッジであり、受講生は毎年参加される方がいる一方で、新規の受講生も多かった。開講式の自己紹介では、「学び直し」「退職後の生きがいさがし」「仲間を作りたい」などの目的で受講される方が多くシニア世代のキーワードなのだと感じた。講座【薬についてより詳しく知ろう】				

では、特に処方箋についてで、納得して薬を服用することができるように薬剤師に充分な薬の説明や服用指導を受け、わからないことは質問することが大切であるとの説明に強く関心を示していた。

2回目は、銚子地方気象台の予報官から気象学や職員の仕事内容について学んだ。その中で、メディアが使う「猛暑」という言葉は、気象用語ではなく正しくは「酷暑」ということ、気象用語は今後の気候変動で変わる可能性があるということに関心を寄せていた。全国にある地方気象台の役割や人数、「天気予報士」と「予報官」の違いについてなどの質問があった。

3回目は、千葉県文書館の職員による歴史講座を行った。本事業において人気が高く、専門性が高い内容となっている。今回は、神田祭と山王祭についてで、江戸城内で行われる当時の江戸の町人や人々の暮らし、祭りの色鮮やかな色彩が思い浮かぶような講話であった。

話の中にあった佐倉市の麻賀多神社は、近くにありながら参拝をしたことがないという受講生が多く、今回の学びを機会に訪れてみたいと感想を話していた。

4回目は、畳の歴史、所作、道具、実演から始まり、針と糸を使って実際の畳と同じ材料、作り方で「畳の花台」を作成した。針と糸の扱いが心配だったが、仲間とわからないところを教え合って受講生全員が無事に作品完成させた。生活に身近な畳ということもあり、講師に様々な質問が飛び交い、生き生きとした講座となった。

5回目は、講師の美大受験当時の話から始まった。歴史を遡って著名な絵画作品の創作背景、アート作品とは何かを子どもが描いた絵と絵画の2枚を比べて考えるなど、多岐に渡る講演となった。講師はいろいろなものをたくさん観て考えて欲しいと締めくくった。講座終了後も受講生からの質問が後を絶たなかったことから、芸術への関心の高さがうかがえた。

6回目は、受講生が楽しみにしていた館外学習を行った。受講生が施設見学をする上で、体力面を考慮し、場所の選定には苦労した。自然観察は鳥が集団で行き来する姿を観察し、施設のレンジャーへ質問を多く投げ掛けていた。館外学習という事もあり、移動の際に見える景色でさえも受講生は楽しんでいた様子であった。安全に終了できた点は良かった。双眼鏡は、普段から使い慣れている人と使い慣れていない人の差が激しかった。自然観察後の自由時間に施設を散策して楽しんでもらおうと企画したが、実際には自ら動く受講生は少なかったことなどが反省点として上げられた。

7回目は、「航空貨物と紙飛行機」をテーマに講演と実習を織り交ぜて行った。講座の前半は、航空貨物の講義で、あまり馴染みのない貨物輸送機についての説明で、初めて触れる受講生がほとんどであった。航空貨物では競走馬や果物を輸送し経済に大きく貢献していること、輸送のためには拠点となるハブ空港が必要でどのように貨物が運ばれるかなどの解説があった。特に果物の輸送について受講生は興味を持ち多くの質問があった。後半は航空力学に基づいた紙飛行機を2種類作った。紙飛行機は折り方の工夫で飛び方が大きく変わることには驚いていた様子。実際に飛ばすと飛行機の飛ぶ原理を理解したはずと思うように飛ばないなど、講師へ質問したり、よく飛ばすための方法を講師のお手本を見ながら、話し合っている姿も見られた。受講生からは、「紙飛行機が飛ぶとスカッとしますね。」「このような講義は楽しいね」という言葉が聞かれた。最終回となることから、閉講式を行い修了証書を授与した。

また、カレッジ終了後のアンケートで、「受講プログラムがよく考えられている」「次年度もさまざまなジャンルを学びたい」といった内容が多かった。

●免疫力アップ！リンパセラピー講座

事業区分	大人対象事業
ねらい	リンパの知識を学びながら、呼吸体操、ヨガストレッチ、リンパマッサージなどを組み入れて、健康

	な体づくりを体験する。				
対象	市内在住者				
定員	20人				
受講者数	20人				
受講率	100%				
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
	1	6月9日（日）	リンパとは何か 全身のリンパの流し方 呼吸体操	NPO 法人トータルバラン ス療法 リンパマスター 秋葉 みどり	18人
	2	6月23日（日）	呼吸体操・ストレッチ 二人組で行う上半身のリンパマッサ ージ		18人
	3	7月14日（日）	総復習 二人組で行う下半身のリンパマッサ ージ		19人
参加者合計	55人				
講座を 終えて	小林公民館が継続して実施している人気の高い講座であり、今年度も定員の2倍近くの申込み希望があった。また、夫婦の申込みも2組あり、こういった家族で受講できる講座の必要性を感じた。リンパマッサージは、運動的に負荷が少なく、日常生活の中に取り入れやすいものであった。免疫力は、体温を上げるということであり、まず、朝に太陽の光を浴びて、深呼吸を行うことで、4大リンパを流すことにつながる。講座中にメモをよくとる熱心な受講生も多く、本講座の関心の高さを感じた。				

●姿勢をきれいに！ピラティス講座（初級編）

事業区分	大人対象事業				
ねらい	胸式呼吸を用いながら、ストレッチを中心とした動きで、体の筋肉をしなやかで丈夫に鍛える運動を体験する。				
対象	市内在住・在勤者				
定員	16人				
受講者数	16人				
受講率	100%				
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
	1	8月27日（火）	ピラティスの胸式呼吸をしながら、ストレッチを行う。	ピラティスサークル 土井 さやか	16人
	2	9月10日（火）			15人
	3	10月9日（水）			12人
参加者合計	43人				
講座を終えて	小林公民館の人気講座であり、定員に達するのも早い。まずは胸式呼吸を覚えるのがポイントであり、マット上での胸式呼吸しながらのストレッチは、受講生にはきつい面もあったが確実に体幹が鍛えられたとの実感を得られた方が多かった。また、講座が終了しても講師に胸式呼吸について質問する受講生もあり、向上したいという意欲を感じた。				

●姿勢をきれいに！ピラティス講座2（初級編）

事業区分	大人対象事業				
ねらい	胸式呼吸を用いながら、ストレッチを中心とした動きで、体の筋肉をしなやかで丈夫に鍛える運動を体験する。				
対象	市内在住者・在勤者				
定員	20人				
受講者数	19人				
受講率	95%				
参加者合計	回	実施日	内容	講師等	参加者
	1	1月7日（火）	ピラティスの胸式呼吸をしながら、ストレッチを行う。	ピラティスサークル 土井 さやか	17人
	2	1月21日（火）			17人
	3	2月4日（火）			19人
参加者合計	53人				
講座を終えて	8月実施のピラティス講座は、募集をかけて直ぐに定員になり、次回以降の問い合わせが多かったこと講師との調整が整ったことから、第2弾として講座を開催した。今回の募集も開始から1日を経たずに定員となった。姿勢は見た目の美しさや身体の健康に関係するので、広報の募集の題名に「姿勢をきれいに」と入れたことで多くの関心を引き付けたと感じている。 受講生は、日ごろ自分の姿勢を気にしている方が多く、ピラティスを通じて改善したいとの意見があった。ピラティスは、胸式呼吸の仕方を徐々に身に付け、ゆったりとした動作の中でお腹や背中に効果があり、高齢者にも負担なく行えるため人気が高いのだと思われる。 昨年度の講座後に立ち上がったピラティスサークルについても加入の意識が感じられた。 また、男性の申込みが増加傾向にあることから、令和7年度は男性向けピラティス講座を検討したい。				

●季節のフラワーアレンジメント

事業区分	大人対象事業				
ねらい	季節感のある作品を作りながら、花のある生活空間を楽しむ。				
対象	市内在住者				
定員	15人				
受講者数	15人				
受講率	100%				
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
	1	12月1日（日）	聖なる夜のハンギングリース（壁掛け）編	野の花クラブ 榎 倫子	15人
参加者合計	15人				
講座を終えて	広報に掲載する記事を目をひく題名として募集方法を工夫した。昨年の受講生で講師が作る作品を気に入って、今年度も参加される方が数名いた。 題名の雰囲気添った作品作りで、白の土台に金銀の粉や森林の香がするリースを作成した。講座の開始前から受講生のワクワク感が感じられた。材料費については、昨年と比べると物価高騰のため増額				

	せざるをえなかったが、受講生は完成した作品に満足していた。来年も期待していますと声をかけてくれたり、昨年の講座で立ち上がったサークルについての問い合わせもあった。 受講中は、前半がとても静かだったので、様子をみながら講座に合う曲を流したところ、会話が広がり楽しい雰囲気が進めることができた。受講生同士、お互いに作品を見せ合いながら褒め合う姿もあり本講座に満足している様子がうかがえた。
--	--

●小林アンブラグドミニミニコンサート

事業区分	大人対象事業				
ねらい	地域で活躍する個人や団体に発表の機会や地域の交流の場として、公民館と参加者、出演者が皆で作っていくコンサートとする。 音楽をとおして地域の活性化に繋げていく。				
対象	市内在住者				
定員	自由参加				
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
	1	4月17日(水)	演奏(参加者リクエスト式)	カラフルスタイル	15人
	2	5月15日(水)			18人
	3	6月12日(水)	演奏テーマ(夏)	齋藤 和夫	10人
	4	6月19日(水)	演奏(参加者リクエスト式)	カラフルスタイル	17人
	5	7月17日(水)			18人
	6	8月15日(木)			15人
	7	9月11日(水)	演奏テーマ(秋)	齋藤 和夫	10人
	8	9月18日(水)	演奏(参加者リクエスト式)	カラフルスタイル	15人
	9	10月16日(水)			12人
	10	11月20日(水)			6人
	11	12月11日(水)	演奏テーマ(冬)	齋藤 和夫	4人
	12	12月25日(水)	演奏(参加者リクエスト式)	カラフルスタイル	20人
	13	1月15日(水)			12人
	14	2月19日(水)			18人
	15	3月12日(水)	演奏テーマ(春)	齋藤 和夫	12人
	16	3月19日(水)	演奏(参加者リクエスト式)	カラフルスタイル	14人
参加者合計	216人				
講座を終えて	小林アンブラグドミニミニコンサートは、地域・市民・公民館が協力して作り上げている継続性のある事業である。改修工事の間も小林に芽生えた歌の力を絶やさずに演奏者と地域住民が小林駅周辺でコンサートが続けていた。そのおかげもあり、今年度は毎月1、2回の開催で以前と変わらずコンサートが開催できている。コンサートは、自由参加であるが演奏を楽しみに来られている参加者が多く、毎月演奏を楽しみに足を運ばれる方も少なくない。演奏する曲はシニア世代に人気の高いフォークや昭和歌謡が多く喜ばれている。 また、このコンサートで集い、顔見知りとなり挨拶をしている姿が毎回見られる。徐々にコンサート開催についての問い合わせも増えてきており、コロナ禍前の賑わいに戻りつつあると感じてきた。				

	本事業を通じ、公民館は、場所の提供やポスター周知のみならず、地域住民との情報交換やコミュニケーションを図ることも職員としての役目であると感じた。
--	--

●展示ギャラリー

事業区分	大人対象事業				
ねらい	芸術、文化の振興及び支援を目的として、制作した作品の発表・展示ができる場所を提供する。 1 階ロビーを主に使用して、サークル等に限定せずに広く一般市民にも展示場所を提供する。				
対象	市内在住者				
定員	—				
展示団体数	3 団体				
受講率	—				
	回	実施日	内容	講師等	参加者
プログラム	1	5月28日(火)～ 6月9日(日)	木エコレクション 作品展示	小林木エクラブ	—
プログラム	1	11月29日(金)～ 12月26日(木)	クリスマスツールペイント 作品展示	マラライサークル	—
プログラム	1	3月19日(水)～ 4月1日(火)	ツールペイントの展示・紹介	マラライサークル	—
参加者合計	—				
講座を終えて	制作した作品の発表・展示ができる場所を提供することによって、創作意欲や生きがいに繋がった。 ガラスケース内の作品の季節感や華やかさが、来館者の目を引いていた。 展示ギャラリーの使用が少ないので、周知に努める必要がある。				

《小林公民館講座の様子》



▲小林カレッジ



▲天使の木親子コンサート



▲姿勢をきれいに！ピラティス講座（初級編）



▲生物の設計図！遺伝子を見てみよう



▲小林アンプラグドミニミニコンサート



▲部活見学へ行こう！
成田高等学校ダンスドリル部

《団体育成事業》

各サークルが自主的かつ円滑な学習が行えるよう指導・支援を行った。

また、小林コミュニティサークル連絡協議会が主体となって行うサークル活動の成果発表としての場である「小林コミュニティまつり」を実施した。

《個人学習支援事業》

公民館事業に支障のない範囲で学習室を開放し、個人学習に対する支援を行った。利用対象者は児童・生徒に限定せず、より多くの皆さんが利用できるよう配慮し学習の場の提供を行った。

《貸館事業》

地域の生涯学習拠点施設として、また、地域住民、町内会、学校をはじめ各種団体など、広く利用の促進を図った。ただし、どのような場合でも利用できるのではなく、社会教育法第23条に抵触する場合などは利用できないことを理解していただき、健全な公民館運営に努めた。

そうふけ公民館



【運営方針】

そうふけ公民館は、印西牧の原駅圏内の生涯学習の拠点として、「新たな文化の創造」を目標に事業を展開している。

事業の推進にあたっては、「いつでも、どこでも、誰でもが」を基本方針に、市民の学習意欲が高まるような子ども対象事業、共催事業、団体育成事業、個人学習支援事業、貸館事業を実施している。

このほか、市民のさまざまな学習ニーズに対応するため、窓口等において情報の提供及び事業支援を行っている。

【施設概要】

- 名 称：印西市ふれあい文化館
- ・そうふけ公民館
 - ・そうふけ児童館
 - ・そうふけ図書館
 - ・そうふけ老人福祉センター

所 在 地：印西市原3-4

開 館：平成10年12月1日

敷地面積：4,000.01㎡

延床面積：3,674.49㎡

構 造：鉄筋コンクリート
3階建て（地下1階）

駐車台数：44台



《令和6年度事業概要》

主催事業について、当初計画のとおり「子ども対象事業」7事業、「大人対象事業」7事業を実施した。

また、個人学習支援事業として学習室を開放した。他そうふけ公民館利用サークル協議会が主体となって開催している「ふれあい文化館まつり」を実施した。

施設利用者については、令和5年度は38,898人、令和6年度は48,040人という状況だった。

●スポーツキッズ（児童館と共催）

事業区分	子ども対象事業				
ねらい	児童期の運動神経がよくなるコツを遊びながら体得し、併せて地域の仲間づくりをする。				
対象	市内在住者（小学1年生～3年生）				
定員	20人				
受講者数	20人				
受講率	100%				
プログラム	回	実施予定月	内容	講師等	参加者
	1	11月16日（土）	バランスボール、風船等を使いながら音楽に合わせて体を動かす。	保育課職員	18人
参加者合計	18人				
講座を終えて	バランスボールドッジボール、バルーンドリル、鬼ごっこドリル、リズムジャンプ等それぞれ運動能力を育てる目的を考えたメニューに取り入れ、運動神経がよくなるコツを遊びながら体得した。 「いいね!」「できた、できた!」「いい動きしているね!」などと講師が言葉をかけ、やる気の出る配慮をしていた。楽しい雰囲気作りの中であっという間に時間が過ぎた。また、参加者保護者の見学を受け入れたことで、プログラムの意図や運動能力を高めるポイントについて説明ができたので理解が深まったのではないかな。				

●科学あそび（図書館と共催）

事業区分	子ども対象事業				
ねらい	身近な材料を使って科学を学べる工作や実験を行い、楽しみながら科学を学ぶ。また科学体験を通して新たな発見や物づくりの楽しさ味わう。				
対象	市内在住者（小学3年生～6年生）				
定員	16人				
受講者数	15人				
受講率	94%				
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
	1	8月2日（金）	楽しみながら科学を学ぶ工作、実験をする。	松田 治久	10人
参加者合計	10人				

講座を終えて	「コイン落とし」「だるま落とし」「テーブルクロス引き」では、「慣性の法則」の実験を通し学ぶことができた。科学工作「ビュンビュンごま」作りでは、コンパスで円を描く、絵付け、はさみで丸く切るなど手先の作業も加わり、どうやったらうまく回せるか何度も繰り返しチャレンジする姿が見られた。図書館にある科学の本を展示することにより、図書館や本への関心をもつきっかけ作りができた。
--------	---

●プラネタリウムで星をみよう（児童館と共催）

事業区分	子ども対象事業				
ねらい	自然科学を体験し楽しさを学ぶ。				
対象	市内在住者（小学生）				
定員	午前の部50人・午後の部50人				
受講者数	午前の部50人・午後の部50人				
受講率	午前の部100%・午後の部100%				
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
	1	7月30日（火）	移動プラネタリウムによる星空見学をする。	つくば科学 万博記念財団	午前 45人 午後 41人
参加者合計	86人				
講座を終えて	募集方法は、「ちば電子申請サービス」のみの先着順とし1週間以内で申し込み定員となり特に問題はなかった。低学年が多いことを事前に伝えたことにより、ゆっくり説明していただきわかりやすかった。夏の天三角や天の川等の天体観測が体験でき、星に対する興味関心が深まったようだった。 2年目の実施となり、そうふけ公民館の夏休みの目玉事業となってきた。				

●イラスト講座（児童館と共催）

事業区分	子ども対象事業				
ねらい	漫画家講師から指導を受け、漫画が上手に書けるアドバイスをしてもらい、知識や技術・技能に触れることを通じて楽しみながら達成感を味わう。				
対象	市内在住者（小学生以上）				
定員	8月：ペン入れコース25人 ステップアップコース15人 12月：ペン入れコース25人 ステップアップコース15人				
受講者数	8月：ペン入れコース25人 ステップアップコース15人 12月：ペン入れコース25人 ステップアップコース14人				
受講率	8月 ペン入れコース100% ステップアップコース100% 8月 ペン入れコース100% ステップアップコース 93%				
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
	1	8月6日（火）	講師の用意した下書きにペンを入れて、漫画の下書きを仕上げていく。	栗原 静香	25人

	2		自分で描いたイラストを添削してもらう。		14人
	1	12月25日(水)	講師の用意した下書きにペンを入れて、漫画の下書きを仕上げていく。		24人
	2		自分で描いたイラストを添削してもらう。		12人
参加者合計	8月 ペン入れコース25人 ステップアップコース14人 12月 ペン入れコース24人 ステップアップコース12人				
講座を終えて	両コースとも「ちば電子申請サービス」のみで募集し、①は2日、②は5日で満了となった。スクリーンの周知効果とデータで事務処理できる利点を活かし、周知や受講決定事務もスムーズにできた。 講師からは、イラストの描き方について、ポイントを的確にアドバイスいただき受講生のアンケートからも好評だった。 ペン入れコースでは、個々に集中し下絵にペンを入れ、髪のとややかさや、影の描き方のポイント、筆ペンでの効果の出し方など技術面での指導を受けることができた。1時間という短い時間ではあったが、集中できる時間としては1時間が限度のようだった。 ステップアップコースでは、家で描いてきたイラストを添削してもらった。顔や腕、足のバランスは写真を撮ってもらい確認しながら描くと良いという方法も習った。興味を持っている参加者には非常に有意義な講座となった。				

●北総鉄道見学（中央公民館と共催）

事業区分	子ども対象事業				
ねらい	北総鉄道印旛車両基地の車両を見学し、地域の交通について学ぶ。				
対象	市内在住者（小学生）				
定員	25人				
受講者数	25人				
受講率	100%				
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
	1	8月22日(木)	北総鉄道印旛車両基地の車両を見学する。	北総鉄道株式会社職員	23人
参加者合計	23人				
講座を終えて	北総鉄道より上限50人であるということもあり、中型バス2台で中央公民館との共同事業となった。 募集方法は、「ちば電子申請サービス」による先着順募集で、7分で定員となり、スクリレの周知効果と電子による申し込みは、若い層には受け入れられているようだ。 ヘルメットをかぶって見学し、車両洗車を体験し、その後車内アナウンスや、普段乗客としては触ることのできない車内非常通報装置のブザーを自由に押して楽しい中にも重要性についても学ぶことができた。興味の差はあったが、全体的に落ち着いて見学し、質問を積極的にしている姿も見られた。撮影可としたことで、デジカメやスマホをほとんどの子どもが持参していた。				

●ふれあい大会

事業区分	子ども対象事業				
ねらい	親子のふれあいを目的に、スポーツを楽しむ。				
対象	市内在住者（小学生）				
定員	親子１０組				
受講者数	親子１０組				
受講率	１００％				
プログラム	回	実施予定月	内容	講師等	参加者
	１	１２月７日（土）	スポーツによるふれあい大会（モルック）を親子で楽しむ。	船穂・そうふけ 支部社協	９組 ２２人
参加者合計	９組 ２２人				
講座を終えて	モルックは３人１組の競技であることから未就学児３人の兄弟も参加可能としたが、楽しむことができたようだ。親子のふれあいという目的も達成し、笑顔があふれた講座となった。 今回の勝敗はチーム対抗で総当たり戦とし点数で順位をつけることとした。（４試合実施）上位１～３位は賞品を用意してあることを事前に知らせ、気分を盛り上げた。社協の方がチームに１人ずつ入って遊びながらルールを教えてくれたので大変盛り上がった。必ずしも親がうまいとは限らないので、そこが親子で楽しめた要因かもしれない。				

●おはなし会スペシャル（図書館と共催）

事業区分	子ども対象事業				
ねらい	絵本の読み聞かせをすることで、物語の楽しさを感じてもらう。				
対象	３歳から小学生低学年、またはその保護者				
定員	１００人				
受講者数	６５人				
受講率	６５％				
プログラム	回	実施予定月	内容	講師等	参加者
	１	２月１５日（土）	人形劇・パネルシアターを観る。	市内読書団体 りんごの木	６５人
参加者合計	６５人				
講座を終えて	職員、図書館ボランティアによるエプロンシアター、素話、パネルシアターを行った。エプロンシアター「おおきなかぶ」では、うんとこしょ、どっこいしょと子どもたちもいっしょに掛け声を出して楽しむことができた。また読書団体「りんごの木」による人形劇「赤ずきん」では場面展開が巧みで参加している子どもたちも真剣に見入っていた。 募集方法について昨年は事前に整理券の配布を行ったが、今年は当日先着受付で１００名の定員とした。開場時間も３０分前から１５分前に変更し、子どもたちも退屈せずに関演を待つことができ、来年度も同様に当日先着受付で対応したいと考えている。				

●セカンドライフ講座

事業区分	大人対象事業				
ねらい	安心したセカンドライフを送るため認知症について学び、自身の想いの実現について考える。				
対象	市内在住・在勤者（１８歳以上）				
定員	２０人				
受講者数	２０人				
受講率	１００％				
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
	１	６月２５日（火）	認知症予防を学び、エンディングノートを作成する。	明治安田生命保険相互会社	２０人
参加者合計	２０人				
講座を終えて	前半の認知症予防講座では、座学の中でゲームを取り混ぜながら変化を持たせ、楽しみながら受講しているようだった。後半のエンディングセミナーでは、これからの人生をどう生きるか・・・についてエンディングノートを作成するにあたっての観点を再確認し、アンケートからも終活を考えるきっかけになったという感想をいただいた。				

●印西を知ろう

事業区分	大人対象事業				
ねらい	生活する印西市内の施設見学等をとおして、印西市の良さを再確認する。				
対象	市内在住・在勤者（１８歳以上）				
定員	３０人				
受講者数	３０人				
受講率	１００％				
プログラム	回	実施予定月	内容	講師等	参加者
	１	９月１３日（金）	順天堂大学さくらキャンパスを見学する。	順天堂大学 青木和浩教授 大学職員	２５人
参加者合計	２５人				
講座を終えて	募集方法は、大人事業では初めて「ちば電子申請サービス」のみ先着順で受付としたが、参加者アンケートから操作は問題ないという結果だった。広く参加者を募るという観点からは、窓口電話受付をどうするか、今後検討をしていく。 大学教授による健康についての講和は興味深く、質問もよく出ていた。加えて大学の印西市への移転の経緯や、地元とのかかわりについても話を聞くことができ、より身近に感じることもできた。学食体験では定食メニューから食券を現金又は、電子決済で購入し、学生に交じって食することができた。最後に大学についての施設見学では、暑さ対策のため説明は教室を開放して実施し、施設見学は３グループに分かれ学生が案内してくれた。夏休み期間中のため、部活動のみの学生だったが、オリンピック選手を輩出した体操競技場、数々のトロフィーやオリンピックのユニフォーム、種目別の体育館、プール、今後市民にも開放するという診療所等も見学することができた。印西に住みながらなかなか見学する機会がなかったと参加者からは高評価をいただいた。				

●初心者向け「資産形成」講座

事業区分	大人対象事業				
ねらい	将来設計や夢をかなえ、生活を豊かにしてくれる「お金」について資産形成の基礎知識を学ぶ。				
対象	市内在住・在勤者（１８歳以上）				
定員	２０人				
受講者数	１７人				
受講率	８５％				
プログラム	回	実施予定月	内容	講師等	参加者
	１	１０月２９日（火）	資産を増やす法則、方法の話を聞く。	明治安田生命保険相互会社	１６人
参加者合計	１６人				
講座を終えて	前半の「お金の育て方」の講義では、経済社会情勢の変化による金融基礎知識を学び、資産を増やす方法をリスクの話も含め受講した。 後半は具体的な資産運用と税金について税制優遇が受けられるＮＩＳＡの説明を聞いた。受講生のアンケートからは、大変参考になったという意見が多かった。 資産形成講座は時代にマッチした講座ということもあり計画したが、平日だったためか主婦層と高齢者の参加で定員には満たなかった。				

●お正月飾りを作ろう

事業区分	大人対象事業				
ねらい	実際にわらを萎えて自分のお正月飾りを作り日本の生活文化を感じる。				
対象	市内在住・在勤者（１８歳以上）				
定員	１５人				
受講者数	１５人				
受講率	１００％				
プログラム	回	実施予定月	内容	講師等	参加者
	１	１１月２０日（水）	お正月飾りを作る。	愛郷クラブ	１４人
参加者合計	１４人				
講座を終えて	しめ飾りのわらは、特別にたねをまき、７月に刈り取り、８月に天日干しで乾燥させ、手間をかけて準備過程の話を事前にしてもらったことにより、参加者の取り組みの気持ちが神聖なものとなったようだ。リピータの参加者もいた わらをなえる、巻き付ける、三つ編みをするなど普段体験することのできない作業をていねいに指導していただき、日本の伝統文化を体験できる良い機会であり、有意義な時間だった。				

●絵手紙を描いてみよう

事業区分	大人対象事業				
ねらい	季節を感じながら自分のオリジナル年賀状を描き、心を豊かにする。				
対象	市内在住・在勤者（１８歳以上）				
定員	２０人				
受講者数	１２人				
受講率	６０％				
プログラム	回	実施予定月	内容	講師等	参加者
	１	１１月２６日（火）	絵手紙の下書きから絵付け体験をする。	嘉藤 弘子	１２人
参加者合計	１２人				
講座を終えて	はじめに筆の持ち方、墨汁で線の書き方の練習をし、見本に習ってクリスマスカードを作成した。輪郭を墨で描き、絵の具で色を付けてラメやシールで装飾し、最後に言葉を添えることで絵手紙の味が出て自分なりの絵手紙を完成させた。同様に年賀状も作成した。 初めて絵手紙に挑戦する受講生にとっては、観ながら描くほうが安心して取り組めたかもしれない。それぞれに出来上がった作品をホワイトボードに掲示し互いの作品を見合うことができた。どれも個性がありいい出来栄であった。短時間で絵手紙を仕上げることができ達成感を持って、感想からも楽しかったと高評価であった。 残った絵の具セットを持ち帰れたことで、家に帰ってから自分なりの絵手紙を描くことができるのでよかったのではないかな。				

●収納講座

事業区分	大人対象事業				
ねらい	年末に向け気持ちの良い新年を迎えられるよう、片付けのコツを学ぶ。				
対象	市内在住・在勤者（１８歳以上）				
定員	２０人				
受講者数	１８人				
受講率	９０％				
プログラム	回	実施予定月	内容	講師等	参加者
	１	１２月３日（火）	収納・片づけ方法を学ぶ。	丸 マイ	１３人
参加者合計	１３人				
講座を終えて	昨年度に引き続き丸先生に依頼した。昨年度は「片づけの話」だったが、今年度は「おそうじの話」とし、年末の時期に合わせて講座を企画した。しかしながら２０名の定員に満たず、集客に苦戦した。 講座内容は、①知っておきたい汚れの種類 ②持っておきたい洗剤と道具 ③やっておきたい場所と頻度、について、プロジェクターでの説明はわかりやすかった。１００均等で購入されたお気に入り掃除用具に実際に触れて、使用方法やお掃除のコツのポイントをきいて、参加者は、「なるほど～」とうなずいたり質問も多数でて、熱心に傾聴する姿が見られた。アンケートからも大変ためになったと満足度が読み取れた。 参加者からは高評価だったので、いかに講座に参加していただくかが課題となった。				

●スマホ講座

事業区分	大人対象事業				
ねらい	スマートフォンの使い方について学び、生活を豊かにする。				
対象	市内在住・在勤者（１８歳以上）				
定員	２０人				
受講者数	２０人				
受講率	１００％				
プログラム	回	実施予定月	内容	講師等	参加者
	１	１月１６日（木）	スマホ講座（キャッシュレス編）を学ぶ。	ソフトバンク株式会社	１９人
参加者合計	１９人				
講座を終えて	スマホを実際にさわって指で画面を大きくしたり、スクロールしたり操作に慣れ、地図アプリを使ってパリ旅行を体験した。また、写真の撮り方、音声での検索方法、ＱＲコードの読み取り方法等を習った。 キャッシュレス編では、ＰＡＹＰＡＹを使ってＱＲを読み取って支払を体験した。便利な面と不正利用や初期設定が必要等のハードルがあるので初心者には慣れるまで時間がかかりそう。内容についてもわかりやすく、スマホ講座をまた開催してほしいという要望が多かった。				

《そうふけ公民館講座の様子》



▲おはなし会スペシャル



▲収納講座



▲スポーツキッズ



▲お正月飾りを作ろう



▲ふれあい大会「モルック」



▲スマホ講座「入門編・LINE 編」

《団体育成事業》

各利用サークルが自主的かつ円滑に、生涯学習や社会教育活動が行えるよう指導・支援を行った。そうふけ公民館利用サークル協議会団体は令和6年度に1団体が加入、23団体が加盟している。

なお、そうふけ公民館利用サークル協議会が主体となって、活動成果の発表の場である「ふれあい文化館まつり」は、令和6年度も無事開催することができた。

《個人学習支援事業》

学習室を個人学習の場として開放し学習支援の推進を図った。

《貸館事業》

市民が自発的に学習し、ふれあいの輪を広げ、その成果や効果を社会還元して地域醸成するための場として施設の提供を図った。社会教育関係団体、地域の自主活動団体、福祉団体等に学習、会議、交流の場を提供し適正で健全な公民館運営に努めた。

印旛公民館



【運営方針】

印旛公民館は、印旛地区の生涯学習の拠点として、子どもから高齢者まで、幅広い年代を対象に事業を展開している。

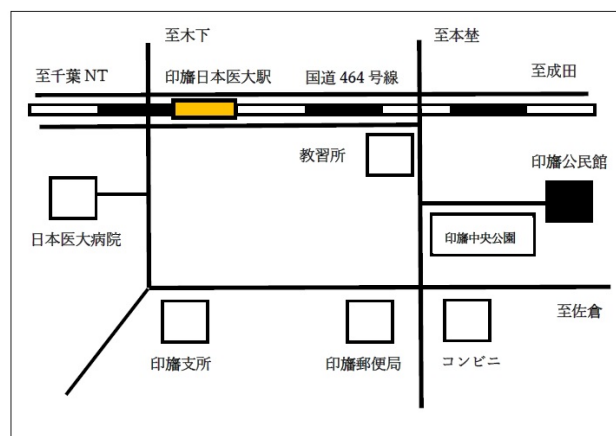
主要事業として、子ども・大人対象事業、及びサークル支援事業を軸として、社会教育や生涯学習に関する情報を積極的に発信し、市民に多種多様な学習活動への糸口及びその活動促進の場を提供している。

また、目前にテニスコートや野球場、多目的広場などの多彩なスポーツ施設も隣接しているため、スポーツの合間や終えた後の交流の場ともなっている。

このように印旛公民館は、市民密着型の“親しみやすい公民館”を目指すとともに「学びの場」、「憩いの場」、「ふれあいの場」として日々活動している。

【施設の概要】

名 称：印西市立印旛公民館
所 在 地：印西市瀬戸1518
開 館：昭和51年10月1日
敷地面積：11,005㎡
延床面積：1,844㎡
構 造：鉄筋コンクリート
2階建て
駐車台数：70台



《令和6年度事業概要》

主催事業については、「こども対象事業」6事業、「大人対象事業」9事業を当初計画しておりましたが、「こども対象事業」1事業、「大人対象事業」3事業は中止とし、また「大人対象事業」1事業を追加実施しました。

個人学習支援事業として、学習室を開放している。この他に「印旛公民館サークル協議会」が主体となって行っている「いんば公民館まつり」を開催した。

施設利用者数の推移については、令和4年度5,614人、令和5年度10,899人、令和6年度9,067人という状況だった。

●親子カヌー教室

事業区分	子ども対象事業				
ねらい	印西市民に最も身近な水辺である印旛沼の近くの平賀小学校のプールで、親子でカヌーの操縦に挑戦する。午前は小学１年生～３年生と保護者・午後は小学４年生～６年生と保護者を対象に２部制で行い、親子で絆を深めつつ、自然と触れ合う大切さと喜びを味わう。				
対象	市内在住者（小学生と保護者） （午前の部は小学１年生～３年生と保護者、午後の部は小学４年生～６年生と保護者）				
定員	各部１２組２４人				
受講者数	第１回（午前の部）　１０組２０人　　　　　第２回（午後の部）　　１１組２３人				
受講率	第１回（午前の部）　８３％　　　　　　　第２回（午後の部）　　９２％				
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
	１	７月６日（土） ※午前の部	実際にカヌーに乗って操縦の方法を学び、自然と触れ合う大切さと喜びを分かち合う。	ＩＳＪカヌー 同好会	１０組 ２０人
	２	７月６日（土） ※午後の部			１１組 ２３人
参加者合計	４３人				
講座を終えて	当日は日差しが大変強いので、開講の挨拶のおり水分補給と体調不良の場合はすぐに申告するように伝える。最初は子ども達の水の事故を防ぐために、準備体操を念入りに行い、救命胴衣（ライフジャケット）をつけ、カヌーに乗る前の指導（パドルの使い方・カヌーの乗り方等）が、親子と同好会会員とのマンツーマンで行われた。 次に、子どもたちだけがカヌーに乗り、指導員の指示に従ってプールの中で実際の漕ぎ方を教わった。続けて保護者の方と交代して、同じくカヌーの漕ぎ方を教わった。次に親子ごとに２つのグループに分かれて、一緒にプールのなかを漕いで回った。小さな衝突や転覆もあったが、指導員の皆さんのおかげで怪我人は出なかった。 最後に、カヌーを滑車（通称スライダー）に乗せて、人が乗ったままプールに飛び込む体験を、２グループに分けて指導員や保護者の協力のもと行った。着水時の大きな水しぶきを、乗っている人だけでなく見ている人も楽しんでいた。また、救命胴衣（ライフジャケット）をつけたままプールへ入り、体が浮く感触をつかんでもらった。参加者の皆様からは、カヌーに本格的に乗りたい、次回も参加したいという感想が多く寄せられた。				

	なお、ＩＳＪとは平成９年（１９９７年）に同好会が設立された際に関係があったＩ（印旛村教育委員会）、Ｓ（酒々井町教育委員会）、Ｊ（順天堂大学）の３つの頭文字である。
--	---

●夏休み科学教室

事業区分	子ども対象事業				
ねらい	小学生の理科離れが叫ばれて久しい中、身近にある材料を使い、理科を楽しく学べる工作物を作り上げ、理科の面白さを再認識する。また、自分の手で工作物を創作することで、創意工夫を促し、ひとつの作品を作り上げる喜びを味わう。				
対象	市内在住者（小学４年生～６年生）				
定員	３５人				
受講者数	３５人				
受講率	１００％				
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
	１	７月２０日（土）	アルミパイプを切りアルミ風鈴を作り上げる。 アルミパイプを切り長さによって音がどのように変わるのか実験する	日本大学 理工学部教授 大久保 尚紀	３５人
参加者合計	３５人				
講座を終えて	２人で１組の道具を使い、協力しながら進めていく。 あらかじめ線が引いてあるアルミパイプをアルミカッターで切っていく。 少しずつ長さの違うアルミパイプが出来上がりピアノ線を通して吊るし、音の違いを比べる。 次に机に並べ、アルミの長さを比べるが、少ししか変わらない物と大きく変わる物があり、ピアノの黒鍵と白鍵を例に出しながら説明した。 自分でカットしたアルミパイプを円柱型の木に吊るして真ん中には風で揺れる様に風受けを取り付けて完成した。				

●夏休み工芸教室

事業区分	子ども対象事業				
ねらい	自分の手でオカリナ（土笛）や竹細工（竹かご）を作りあげること、創意工夫を促し、豊かな感性を養い、ひとつの工芸作品を作り上げる喜びを味わう。				
対象	市内在住者（小学１年生～６年生） （小学１年生～３年生の場合は工作の難易度が高いため、保護者の付き添いを要する）				
定員	各部１０人				
受講者数	オカリナの部 ３人 竹細工の部 ７人				
受講率	オカリナの部 ３０％ 竹細工の部 ７０％				
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
	１	７月２７日（土） ※オカリナの部 １日目	粘土を使い、釘や接着剤等を一切使うことなく、粘土を固めてオカリナの形を作り上げる。形が出来上がったら翌日まで１日置いて乾かす。	間野 政勝	３人
	２	７月２８日（日）	前日に作ったオカリナの原型に穴を開けて、穴		３人

		※オカリナの部 2日目	の大きさに奏でられる音の高低を調整し、ひとつのオカリナを作り上げる。		
	3	8月3日（土） ※竹細工の部	約20本の竹ひごを使い、釘や接着剤等を一切使うことなく、竹ひごを編み合わせることでひとつの竹かごを作り上げる。		7人
参加者合計	13人				
講座を終えて	最初のオカリナの部では、1日目と2日目の工程が少しアンバランスで、1日目はやや早く終わってしまうため、作業が終わった後は、講師のオカリナで、演奏の練習をしたりオカリナの話をしたりしていた。覚えの早い子は、およそ十数分で音階が吹けるようになっていた。 吹き口（1日目）と指穴（2日目）を開けるのは、オカリナの音が出るかどうかの重要な作業のため、講師に説明を聞きながら親子で作業をする姿が、見ていて微笑ましく感じられた。 普段、工作に携わる機会が無いためか、子どもより保護者が積極的になる場面も見られた。オカリナに関する質問は保護者からの方が多かった。 竹細工の部では、竹ひごを編むところから大変難しいようで何度もやり直してかなり苦戦しているようだったが講師の指導や保護者の助言で皆完成させることができた。 低学年の子が中心だったので全体的に大人しい、控え目だったのに対し、付き添いの保護者達のほうが熱心なぐらいだった。親子で協力して作業しているのはよかった。 講師の方が竹をナタで割って竹ひごを作る実演を行った際、使われたナタに刃は無かった。竹を切るのではなく「竹の繊維を剥がす」ことで、多くの本数の竹ひごを作っていくという説明を聞いた際には、全員が深く感心してその工程に見入っていた。 最後に竹で作ったへらを渡して、竹を割って竹ひごを作る体験学習を行った。うまくできて喜び、うまくいかず残念がりもう一回やらせてほしいと頼んだり、子どもたちの楽しそうなところを見られてよかった。 1つ1つの工程が、小学校低学年の参加者には難しいように思われたが、親子が手伝って作品を完成することができた。 また、アンケートを見る限り参加者の皆様は充実した時間を過ごせたように感じられた。				

●てっぺん目指そう筑波山

事業区分	子ども対象事業				
ねらい	親子で筑波山に登りながら自然と触れ合う喜びを味わう。良好な自然環境を保つ大切さを学び、頂上まで登って達成感を味わう。				
対象	市内在住者（小学生と保護者）				
定員	10組20人				
受講者数	8組16人				
受講率	80%				
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
	1	10月19日（土）	筑波山に登る 周辺の自然とふれあいながら頂上を目指す。	職員	16人
講座を終えて	参加者の親子は、辛い辛いと言いながらも楽しそうな表情で、公民館事業で、サポートがついて安心して登れたことへの喜びの声が多数聞かれました。みんな集合時間には遅れる事もなく、円滑に事業が				

	遂行出来ました。紅葉が始まる前の時期なので道路も駐車場も登山道も大した混雑がなく良い選択だったと思います。帰りのロープウェイも待たずに直ぐに乗れました。参加者の満足度も高かったようで良かったです。
--	---

●冬休み書初教室

事業区分	子ども対象事業				
ねらい	日本の伝統文化である書道を通して、伝統文化に触れる重要性を学ぶとともに、心の平静と集中を高めて、ひとつの作品を完成させることの喜びを味わう。				
対象	印旛地区在住者（小学３年生～６年生）				
定員	１５人				
受講者数	１３人				
受講率	８７％				
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
	１	１２月１４日（土）	書道の練習、清書	徳久 和歌子 印旛毛筆の会	１３人
参加者合計	１３人				
講座を終えて	おとなしい子が多かったため受講時間の３時間が長く感じられましたが、講師の皆さんは会話や実演で励ましながら熱心に指導してくれていました。自分の作品を並べて、指導を受けながら手直ししていく。上達していくのがよくわかりました。最後に、よくできた作品を笑顔で持ち帰っていく姿がよかったです。				

●みんなのいけばな教室

事業区分	大人対象事業				
ねらい	日本の伝統文化である生け花を通して、礼儀や作法の向上を図るとともに、四季に思いを馳せて心に癒しを感じられるように理解を深める。また、お正月向けの草花を生けることにより、日本らしい新年の迎え方を見直す。				
対象	市内在住・在勤者				
定員	各回２０人				
受講者数	第１回　９人　　　第２回　２０人				
受講率	第１回　４５％　　第２回　１００％				
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
	１	５月２９日（水）	春から初夏に見頃を迎える草花を使い、自然のままの美しさを実際に目にする喜びを味わうと共に、ひとつの生け花の作品を作り上げる喜びを味わう。	池田　美枝子	９人
	２	１２月２７日（金）	お正月に向けて華やかな草花を生けることで、年始を彩り豊かに楽しい気分で過ごすと共に、日本らしい新年の迎え方を味わう。		２０人
参加者合計	２９人				

講座を終えて	第1回 花材はしょうぶ、なでしこ、アジサイ、むくげの4種類 花材のイメージから例年どおりのオアシスではなく、水盤に剣山で生けたい人もいた為、急遽剣山、水盤を用意する。 オアシスより剣山に刺した方が広がりが出るようだとの声が聞かれた。生け終わった人から他の人の花を順に見比べ感想を述べあうなど参加者の交流の場となった。 第2回 初めに講師が用意した、水を含ませたオアシスが入った、ペットボトルに和紙と水引で装飾をする。水引の結び方や和紙の折り方でさまざまな装飾になった。 花は、正月のお花ということで毎年ヤナギ、松、菊、カーネーションを使うが、今回は講師の知り合いの方から千両を寄付していただき5種類の材料で生けていく。 松を生けてから菊、カーネーション、千両、ヤナギの順でオアシスにさしていく。講師に長さやバランスを見ていただく。 参加された方は皆さん手早く生け終わり、11時には他の方のいけばなを鑑賞したり意見を交わしたりなどの交流が盛んに見られた。

●癒しのアロマ

事業区分	大人対象事業				
ねらい	アロマセラピーの基本を学びながら、自然の草花の香りを通して心と体の内面を安定させることの大切さを学ぶ。また、心の状態が体の健康に深く結びついていることへの理解を深める。				
対象	市内在住・在勤者				
定員	20人				
受講者数	14人				
受講率	70%				
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
	1	6月26日(水)	植物の精油に含まれる有効成分や刺激物質などを学び、安全に利用することで心身の不調をやわらげる。1人1人好みの香りを使い自分だけの作品をつくり、参加者どうしの交流を図り充実感を感じる。	前田 美紀	14人
参加者合計	14人				
講座を終えて	理科の実験のような蒸留体験では、装置にヒノキを詰め込み水を入れ沸騰させ、蓋のうえに氷を乗せ蒸気を冷やしてヒノキの香りの蒸留水を採取した。 蒸留をしている間に、ヒノキのおがくずを布袋に入れ、オイルをたらし、サシェを作った。 蒸留水ができるとそれを使い、精製水とお好みのオイルを調合してスプレーを作り、残った残渣は参加者分に分けお風呂で使って檜風呂を楽しんでくださいと話があった。 男性の参加者の中には自分の配偶者が日常でスプレーしてる謎が、今日わかりました。という声も聞かれた。				

●はじめてのyoga

事業区分	大人対象事業				
ねらい	ヨガ（yoga）の基本を学びながら、心と体の内面の安定を感じるとともに、メンタルバランスの重要性について学ぶ。				
対象	市内在住・在勤者				
定員	20人				
受講者数	13人				
受講率	65%				
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
	1	9月25日（水）	ヨガの基本を学びながら、参加者同士親睦を深める。無理をせず、自分の内面と向き合う時間を意識する。	佐藤 洋子	13人
	2	10月9日（水）	前回の内容に引き続き基本的な動きを学ぶと共に、前回と同様に、無理をせず、落ち着いて行うことを意識する。		7人
	3	10月16日（水）	これまでの講座と比較してやや難易度の高い姿勢に挑む。無理をせず、自分の内面と向き合い、心の安定を意識する。		9人
	4	10月30日（水）	まとめとして、これまでの講座で学んできた姿勢を復習し、自分の内面とどれほど向き合えたかを考える。姿勢を作る際には、無理をせずに心の安定を意識してできたかを考えながら行う。		8人
参加者合計	37人				
講座を終えて	講師の方がボーシングの最中も常にヨガ（yoga）に関する話をしていただき、和やかな雰囲気が進められ、特に中断することもなかった。中盤以降になると日常のことなど雑談も織り交ぜながら交流の場となった 最初は無理をしてしまう人もいたが、慣れてくると「屍のポーズ」の時によほどリラックスしたのかいびきの声も聞かれ、また、気持ちが穏やかになったとの声も聞かれた。 続けることで効果がながく続き、やがてそれが通常になる。よって痛みなども軽減するようになる。あくまでも副産物としての軽減なので本当につらいときは病院で診てもらうことも必要。との話があった。				

●おとなの工芸教室

事業区分	大人対象事業				
ねらい	自分の手で工作物（竹かご）を創作することで、創意工夫を促し、ひとつの作品を作り上げる喜びを味わう。				
対象	市内在住・在勤者				
定員	10人				
受講者数	10人				

受講率	100%				
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
	1	11月30日(土)	約30本の竹ひごを使い、釘や接着剤等を一切使うことなく、竹ひごを編み合わせることで、ひとつの竹かごを作り上げる喜びを味わう。	間野 政勝	10人
参加者合計	10人				
講座を終えて	竹細工は派手ではなく、大変難しい作業だが、平面的な竹ひごから立体的なかごを組み上げていくことで、伝統の技術とものづくりの楽しさを体験してもらえたと思う。今は大人の皆様ですら竹に触れる機会は少なく、皆様にとっては良い体験の場になったと思われる。				

●相続学習教室

事業区分	大人対象事業				
ねらい	最近の社会全体で関心が高まっている相続について、無用な争いをしないためにはどうすればよいのかを学び、知識を整理して今後の人生の一助とする。				
対象	市内在住・在勤者				
定員	20人				
受講者数	5人				
受講率	25%				
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
	1	11月27日(水)	相続について曖昧であった知識を整理し、無用な争いをしないためにはどうすればよいのかを学び、今後の人生の一助とする。	明治安田生命 相互保険会社	5人
参加者合計	5人				
講座を終えて	参加者全員が真剣に聞き入っているところからも関心の高さが伺えた。終了後のアンケートからは「良かった」という嬉しい声が多数ある一方、「相続する側の話よりされる側の話が聞きたかった。」との意見もあり内容の検討、募集要項の見直しが必要と感じた。				

●竹あかり教室

事業区分	大人対象事業				
ねらい	竹林の整備で伐採した竹を有効活用して工作物(竹灯ろう)を創作する。年末に開催することで正月用の飾りにでき、使用後は竹炭にもできる。このことから、参加される皆様の創意工夫を促すだけでなく、自然資源を有効に活用することによって、良好な自然環境を維持することの重要性を学ぶ。				
対象	市内在住・在勤者				
定員	12人				
受講者数	12人				
受講率	100%				
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
	1	12月11日(水)	1本の竹を1節ずつ分け、表面にデザイン画を貼り付け、ドリルで穴を開け、中に光源を入れて	職員	12人

			完成させる。		
講座を終えて	始めに資料を配布し、インパクトドライバーの各名称の確認と使い方、竹灯りの作り方を説明。 インパクトドライバーを使用したことがない方がどのくらいいるか手を上げてもらった。ほとんどの参加者が使ったことが無いようだったので実際に触りながら確認をした。 一節ずつに切り分けた竹とデザイン画5種類から各1つ選んでもらい、竹を斜めにカットし、デザインを張り付け、穴をあけていく。いろいろなサイズのドリルを付け替えながら多くの穴をあけるのは苦勞している方も多かった。また、インパクトが重く手が疲れたとの声も聞かれた。				

●ピラティス&健康体操

事業区分	大人対象事業				
ねらい	運動療法から由来したピラティスと、楽しい健康体操で、体幹強化や腰痛改善や綺麗な歩き方作りを目指します。				
対象	市内在住・在勤者				
定員	15人				
受講者数	15人				
受講率	100%				
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
	1	11月29日(金)	運動療法から由来したピラティスと、楽しい健康体操で姿勢改善、体幹強化等体の機能を整えます。	松田 顕子	14人
	2	12月6日(金)			13人
講座を終えて	(第1回) たいへん良い雰囲気笑顔や笑いも多く見られ、あっという間の2時間だった。運動は日常の習慣が大切で、一度だけで劇的な効果が出るようなものではないが、適度な運動って気持ちいいな～と感じて帰ってもらえれば、また、日頃から、軽運動を習慣にしてもらえれば大きな収穫だと感じた。 (第2回) 今回も真剣な中にも和やかな雰囲気、あっという間の2時間でした。適度な運動を習慣づけることが目的なので、自宅で出来る運動の指導もありました。今回の講師が指導するサークル(高花老人福祉センター)への入会検討者が2名あり体験に行かれるそうです。				

《印旛公民館講座の様子》



▲てっぺん目指そう筑波山



▲親子カヌー教室



▲夏休み科学教室



▲みんなのいけばな教室



▲おとなの工芸教室



▲はじめての yoga

《団体育成事業》

各サークルが自主的かつ円滑な学習が行えるよう可能な限りの指導・支援を行った。

また、印旛公民館サークル協議会に対して運営等の指導・助言を行った。加盟サークル数は、前年度と比べて同数の 15 サークルとなっている。また、印旛公民館利用サークル協議会が主体となって開催する、活動成果の発表の場である「いんば公民館まつり」は前年に引き続き開催することができた。

《個人学習支援事業》

1 階閲覧室を個人学習室として開放し、公民館をより身近な施設として感じてもらえるよう学習の場の提供を行った。

《貸館事業》

市民が自発的に学習してふれあいの輪を広げ、その成果や効果を社会に還元して、地域の文化を醸成するための場として提供した。また、社会教育関係団体、地域団体、福祉関係団体等に学習、会議及び交流の場を提供した。

本埜公民館



【運営方針】

本埜公民館は、本埜地区の生涯学習、生涯スポーツの拠点として、子どもから高齢者まで、幅広い年齢層が利用できる施設です。

本年は、生涯学習、スポーツの振興を図るために「子ども対象事業」、「大人対象事業」、「サークル等支援事業」、「貸館事業」、「個人学習支援事業」を実施している。特に、「郷土愛」をテーマとして次代を担う青少年を対象とした事業に力を入れている。

また、同敷地内にはナイター付テニスコート、野球場などのスポーツ施設があり、施設利用の相乗効果とともに交流の場となっている。本館は、「共に学び・共に楽しむ場」、「ふれあいの場」、「交流の場」として社会福祉の増進を目指している。

【施設概要】

名 称：印西市立本埜公民館

所 在 地：印西市中根1375

開 館：平成9年4月1日

敷地面積：2,518㎡

延床面積：3,723㎡

構 造：鉄骨鉄筋コンクリート
4階建て

駐車台数：48台

※本埜スポーツプラザ駐車場



《令和6年度事業概要》

本埜公民館

※本埜公民館は令和5年10月から令和7年3月末まで保全改修工事により休館しており、令和6年度の主催事業はなし

(2) 利用団体一覧

印西市立中央公民館利用サークル懇談会

番号	団体名	活動内容	活動日	活動時間	会員数
1	印西ウインドアンサンブル	吹奏楽	毎週水・土	18:00~21:00	41
2	印西山野草の会	山野草栽培・研究	隔月第3土	18:00~20:00	11
3	印西写楽	写真	第3土	13:00~17:00	7
4	印西太極拳同好会	太極拳	毎週火・日	9:00~12:00	26
5	印西盆栽愛好会	盆栽栽培・研究	不定金	9:00~15:00	21
6	絵てがみの会	絵手紙	第3土	10:00~12:00	6
7	おむすび会	家庭料理	第4金	9:00~14:00	13
8	カトレア ヨガの会	ヨーガ	第1~4金	14:00~16:00	6
9	カレイナニ フラ ブルメリア	フラダンス	第1~4木	13:00~17:00	15
10	木下手賀野俳句会	俳句	第3日	13:00~17:00	8
11	木下囃子保存会	囃子	第2・4土	19:00~21:00	7
12	健康呼吸法の会	丹田呼吸法	毎週金	10:00~12:00	10
13	健康体操サークル	健康体操	第1・3水	9:00~13:00	21
14	コール・ミモザ	コーラス	第1~4水	9:00~12:00	11
15	コール・ルピナス	コーラス	第1・3・4木	9:00~13:00	5
16	彩々会	絵画	第1・3日	13:00~16:00	3
17	ささのは会	素話	第1木	13:00~17:00	6
18	自力整体サークル	自力整体	第2・3・4金	13:00~17:00	25
19	水辺短歌会	短歌	第1日	13:00~16:00	8
20	チェリー	楽器・歌の練習	第2火	13:00~17:00	6
21	陶遊会	陶芸	第1・3火 第2・4水	9:00~16:00	10
22	トナ会	自己啓発	第3水	10:00~12:00	15
23	バルーンアートサークルピッコロ	バルーンアート	第1水・不定日	水12:00~17:00 日 9:00~12:00	23
24	ミックスジュース	エアロビクス	毎週木	10:00~13:00	5
25	ヨガ友サークル	ヨーガ	毎週水	19:00~21:00	5

小林コミュニティサークル連絡協議会

番号	団体名	活動内容	活動日	活動時間	会員数
1	あじさいの会	大正琴	第2・4水曜	9:00～13:00	5
2	小林カラオケ華の会	カラオケ	第2・4金曜	13:00～17:00	8
3	リングング・ハート	ミュージックベル	第1・3木曜	9:00～12:00	8
4	さくらコーラス	合唱	第1・3木曜	13:00～16:00	13
5	マーガレットの会	健康体操	毎週水曜	10:00～12:00	9
6	小林貯筋サークル	健康体操	毎週火曜	9:00～12:00	39
7	小林太極拳同好会	太極拳	毎週土曜	9:00～12:00	15
8	小林親子読書会かたつむり	読書活動	第4木曜	10:00～12:00	17
9	小林石友会	囲碁	毎週土曜	13:00～16:00	13
10	秋桜会	日本画	第2・4木曜	13:00～17:00	6
11	小林洋画クラブ	洋画	第1・3土曜	13:00～17:00	16
12	新婦人あゆみ班 絵手紙の会	絵手紙	第3土曜	14:00～16:00	7
13	小林パソコン同好会	パソコン	毎週金曜	9:00～12:00	15
14	印西歴史愛好会	歴史研究	第2日曜	10:00～12:00	22
15	印西太極拳 牧の里クラブ	太極拳	第2～4木曜	10:00～12:00	6
16	小林シニア男声合唱団	合唱	第1・3金曜	13:00～16:00	17
17	小林将棋の会	将棋	第2・4日曜	13:00～16:00	6人

印西市立そうふけ公民館利用サークル協議会

番号	団体名	活動内容	活動日	活動時間	会員数
1	グルッポサノ	ストレッチ体操	毎週火曜	13:00～16:00	14
2	エアロナオミ	エアロビクス	毎週木曜	10:00～12:00	17
3	キャンパスの会	油絵	毎週金曜	9:00～13:00	13
4	山百合短歌会	短歌	木曜（不定期）	13:00～17:00	12
5	生花倶楽部	生け花	第2・4木曜	10:00～13:00	8
6	印西市ユニカール協会	ユニカール	毎週金曜	13:00～16:00	27
7	ダンベル&フィットネス	ダンベル体操	第1～4木曜	13:00～15:00	13
8	印西絵手紙の会	絵手紙	第2・4火曜	9:00～13:00	13
9	サークル桐	箏	第2～4土曜 （月1回）	9:00～13:00	10
10	千葉ニュータウンフィルハーモニー オーケストラ	オーケストラ	毎週土曜・日曜	13:00～17:00	25
11	ハーウフラカレイナニレフア	フラダンス	第1～4金曜	9:00～11:00	14
12	ミュージカルカンパニー 「いちごハウス」	ミュージカル	毎週日曜	13:00～17:00	65
13	A c e 印西	ダンス	毎週水曜	18:00～21:00	15
14	フローラルデザイン	ワンストローク ペインティング	第1・3火曜	13:00～16:00	6
15	ハーウフラカレイナニロケラニ	フラダンス	第1～4金曜	9:00～13:00	7
16	A c e #3	ダンス	毎週水曜 毎週土曜	16:00～18:00 16:00～17:00	17
17	ドラムピース	打楽器リズム遊び	土曜か日曜 （月1回・不定期）	14:00～16:00	5
18	ダンシングキャッツ草深	モダンバレエ ヒップホップ	水曜 （月3回・不定期）	16:00～20:00	12
19	円グループ	太極拳	毎週水曜	9:00～12:00	26
20	空手道無限勇進会 印西支部	空手	第1～5水土日曜	曜日により 午前・午後・夜間	26
21	ミックス・ナッツ（N/Aアップ 教室OB会）	健康体操	毎週火曜	9:00～11:00	15
22	A c e #4	ダンス	毎週土曜	17:00～21:00	48
23	竹和会	尺八	第2・4木曜	14:00～16:00	5

印西市立印旛公民館利用サークル協議会

番号	団体名	活動内容	活動日	活動時間	会員数
1	和太鼓クラブ 鼓友会	和太鼓	木曜・金曜	19:00～21:00	13
2	いには野卓球クラブ	卓球	毎週火曜	9:00～12:00	10
3	絵画サークル	絵画	第2・4木曜	9:00～12:00	7
4	竹細工サークル（昼の部）	竹細工製作	毎週木曜	12:00～17:00	9
5	竹細工サークル（夜の部）	竹細工製作	毎週木曜	18:00～21:00	7
6	ヘルスマイル卓球クラブ	卓球	毎週土曜	13:00～16:00	10
7	ステップ印旛	社交ダンス	毎週金曜	9:00～12:00	9
8	陶芸サークル ねんどあそび	陶芸	毎週木曜	19:00～21:00	9
9	自力整体印旛	自力整体	第1・3土曜	10:00～13:00	6
10	栖山流印旛吟道会	詩吟	第2・4日曜	13:00～15:00	5
11	いんば押し花サークル	押し花	第4土曜	13:00～17:00	6
12	桜歌の会	カラオケ	第2木曜	19:00～21:00	14
13	印旛囲碁サークル	囲碁	第1土曜・第3日曜	13:00～16:00	9
14	パンダクラブ	囲碁	第1・3木曜	13:00～16:00	5
15	印旛コスモス会	日本舞踊	不定期	不定期	7

印西市立本埜公民館サークル連絡協議会

番号	団体名	活動内容	活動日	活動時間	会員数
1	どんぶりの会	陶芸	第1・3土曜	13:00~17:00	8
2	墨絵・水彩画サークル	墨絵・水彩画	第2土曜	13:00~17:00	3
3	エアロメグミ	エアロビクス	第2・4水曜	10:00~12:00	5
4	ワイズ	ヘルスパレー	毎週水曜	10:00~13:00	16
5	ゆりの会	紙画	第1水曜	13:00~17:00	5
6	北総太極拳サークル	太極拳	毎週火曜	9:00~12:00	14
7	コスモス新体操クラブ	新体操	毎週木曜 毎週日曜	17:00~21:00 9:00~17:00	30
8	印旛ヴィクトリー	バレーボール	第1土・日曜	9:00~17:00	49
9	自力整体	自力整体	第1・3土曜 第2・4火曜	9:00~13:00	14
10	白鳥の会	ちょきん運動	毎週木曜	10:00~12:00	18

(3) 利用集計

公民館別利用者集計表

令和6年4月1日～令和7年3月31日

[内容別利用者数]

分類	館 名	参加・利用延べ人数（人）												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
利用者総数	中 央	1,639	1,688	2,867	940	701	1,604	2,179	1,930	1,656	1,850	1,555	2,179	20,788
	小 林	1,596	1,206	1,625	1,944	1,243	2,893	2,164	2,717	1,671	1,490	1,466	1,782	21,797
	そうふけ	3,428	3,074	4,010	4,627	3,547	3,284	6,630	4,346	4,128	3,913	3,596	3,457	48,040
	印 旛	395	488	678	897	589	503	1,671	1,032	804	595	514	901	9,067
	本 埜	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	7,058	6,456	9,180	8,408	6,080	8,284	12,644	10,025	8,259	7,848	7,131	8,319	99,692
利用者内訳	主催事業	中 央	0	11	25	44	50	39	46	35	44	21	0	315
		小 林	15	18	170	66	70	127	45	23	78	62	60	760
		そうふけ	0	0	20	86	72	25	16	44	71	19	0	418
		印 旛	0	9	14	84	7	13	40	29	58	0	0	254
		本 埜	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		合計	15	38	229	280	199	204	147	131	251	102	60	1,747
	学習室	中 央	20	19	29	17	18	12	30	42	29	33	26	306
		小 林	17	29	39	42	78	34	41	24	42	38	23	439
		そうふけ	110	136	224	195	261	189	199	168	191	179	186	2,194
		印 旛	3	2	1	4	13	1	0	0	0	2	5	31
		本 埜	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		合計	150	186	293	258	370	236	270	234	262	250	237	2,970
	まつり	中 央	0	0	1,214	0	0	0	0	0	0	0	0	1,214
		小 林	0	0	0	0	0	0	0	931	0	0	0	931
		そうふけ	0	0	0	0	0	0	0	1,228	0	0	0	1,228
		印 旛	0	0	0	0	0	0	0	224	0	0	0	224
		本 埜	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		合計	0	0	1,214	0	0	0	0	2,383	0	0	0	3,597
	その他・サークル等	中 央	1,619	1,658	1,599	879	633	1,553	2,103	1,853	1,583	1,796	1,529	18,953
		小 林	1,564	1,159	1,416	1,836	1,095	2,732	2,078	1,739	1,551	1,390	1,383	19,667
		そうふけ	3,318	2,938	3,766	4,346	3,214	3,070	6,415	2,906	3,866	3,715	3,410	44,200
		印 旛	392	477	663	809	569	489	1,631	779	746	595	512	8,558
		本 埜	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		合計	6,893	6,232	7,444	7,870	5,511	7,844	12,227	7,277	7,746	7,496	6,834	91,378

[開館日数]

公民館名	開館日数（日）	備考
中 央	290	
小 林	290	
そうふけ	287	
印 旛	290	
本 埜	0	R5.10.1～R7.3.31 本埜公民館保全改修工事に伴う休館

(4) 条例・規則

印西市立公民館の設置及び管理に関する条例

昭和54年 1 月31日 条例第 2 号

改正

昭和59年 3 月19日 条例第13号
昭和60年 3 月25日 条例第 8 号
昭和62年 3 月13日 条例第 7 号
平成 2 年 3 月13日 条例第12号
平成 2 年 9 月17日 条例第19号
平成 3 年 9 月17日 条例第20号
平成 7 年 3 月30日 条例第14号
平成 8 年 3 月26日 条例第63号
平成 9 年 3 月12日 条例第12号
平成10年 9 月29日 条例第27号
平成11年 3 月19日 条例第10号
平成12年 3 月15日 条例第 9 号
平成14年 3 月 6 日 条例第 8 号
平成16年 3 月26日 条例第 9 号
平成22年 3 月17日 条例第92号
平成23年12月26日 条例第28号
平成24年 3 月28日 条例第10号
平成25年12月19日 条例第54号
平成31年 3 月22日 条例第22号
令和 5 年 6 月27日 条例第20号

印西市立公民館の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）
第24条、第29条第 1 項及び第30条第 2 項の規定に基づき、公民館の設置及び
管理並びに印西市公民館運営審議会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公民館の設置)

第 2 条 本市に公民館を設置する。

(名称及び位置)

第 3 条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
印西市立中央公民館	印西市大森3934番地 1
印西市立小林公民館	印西市小林北五丁目 1 番地 6
印西市立そうふけ公民館	印西市原三丁目 4 番地
印西市立印旛公民館	印西市瀬戸1518番地
印西市立本埜公民館	印西市中根1375番地

- 2 公民館の対象区域は、別に印西市教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）で定める。

（使用の許可）

第4条 公民館を使用しようとする者は、印西市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の許可を受けなければならない。

- 2 公民館を使用しようとする者は、公民館の対象区域内の住民とする。ただし、教育委員会が必要と認めた場合は、この限りでない。
- 3 教育委員会は、前2項の使用の許可に条件を付することができる。

（使用の制限）

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、公民館の使用を許可しない。

- （1） 法第23条の規定に該当する行為の使用と認めたとき。
- （2） 施設又は設備を破損するおそれがあると認めたとき。
- （3） 公の秩序を害し、善良な風俗を乱すおそれがあると認めたとき。
- （4） その他公民館の管理運営上支障があると認めたとき。

（使用許可の取消し等）

第6条 使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、又は使用を停止させることができる。

- （1） 法令又はこの条例その他これに基づく規則等に違反したとき。
 - （2） 使用許可条件に違反したとき。
 - （3） 使用に関し、館長の指示に違反し、又は使用上遵守する事項に違反したとき。
- 2 教育委員会は、公民館の管理運営上やむを得ない事情が生じた場合は、許可の変更又は取消しをすることができる。
 - 3 使用許可の取消し等により使用者が損害を生じてもその賠償の責を負わない。

（使用権の譲渡等の禁止）

第7条 使用者は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（使用料）

第8条 使用者は、次により算出された額の使用料を使用の許可を受けた際に納入しなければならない。

- （1） 公民館の施設 別表第1に掲げる額
- （2） 公民館の備品 別表第2に掲げる額

（使用料の減免）

第9条 市長が次に該当すると認める場合は、その使用料を減免することができる。

- （1） 市がその事務事業を行う場合
- （2） 国又は公共団体が市の施策に関連する事業を行う場合
- （3） 市内に所在地を有する公共的団体がその目的を達成するための事業を行う場合
- （4） 教育委員会が認めた社会教育関係団体が社会教育に関する事業を行う

場合

(5) 市内に所在地を有する福祉団体がその目的を達成するための事業を行う場合

(6) その他特に市長が必要と認めた場合
(使用料の不還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(職員)

第11条 公民館に館長のほか主事その他必要な職員を置く。ただし、館長は、非常勤の職員をもって充てることができるものとし、その任期は、2年とする。

(公民館運営審議会の設置)

第12条 法第29条第1項の規定に基づき、印西市公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

3 委員の定数は、20人以内とし、その任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、公民館の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和54年2月1日から施行する。

(印西町公民館条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 印西町公民館条例（昭和29年条例第31号）

(2) 印西町公民館使用条例（昭和29年条例第32号）

(印旛村及び本埜村の編入に伴う経過措置)

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、印旛村公民館設置条例（昭和51年印旛村条例第8号）又は本埜村公民館の設置及び管理に関する条例（平成15年本埜村条例第14号）（以下これらを「編入前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

4 編入日の前日までに、編入前の条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料については、編入前の条例の規定の例による。

附 則（昭和59年3月19日条例第13号）

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年 3 月25日 条例第 8 号）

この条例は、昭和60年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和62年 3 月13日 条例第 7 号）

この条例は、昭和62年 4 月13日から施行する。

附 則（平成 2 年 3 月13日 条例第12号）

この条例は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 年 9 月17日 条例第19号）

この条例は、平成 2 年10月15日から施行する。

附 則（平成 3 年 9 月17日 条例第20号）

この条例は、平成 4 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 3 月30日 条例第14号）

この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月26日 条例第63号）

この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月12日 条例第12号）

この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成10年 9 月29日 条例第27号）

この条例は、平成10年12月 1 日から施行する。

附 則（平成11年 3 月19日 条例第10号）

この条例は、平成11年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の改正規定及び別表の改正規定中印西市立永治公民館に係る部分は、同年 4 月26日から施行する。

附 則（平成12年 3 月15日 条例第 9 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成14年 3 月 6 日 条例第 8 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年 3 月26日 条例第 9 号）

この条例は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成22年 3 月17日 条例第92号）

この条例は、平成22年 3 月23日から施行する。

附 則（平成23年12月26日 条例第28号）

（施行期日）

- 1 この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成24年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 第 1 条の規定の施行日の前日までに、同条の規定による改正前の印西市立公民館の設置及び管理に関する条例の規定により課した、又は課すべきであった印西市立印旛公民館体育館及び印西市立中央公民館宗像分館の使用に係る使用料については、同条例の規定の例による。

- 3 第2条の規定の施行日の前日までの公民館の使用に係る使用料については、同条の規定による改正前の印西市立公民館の設置及び管理に関する条例の規定の例による。

(準備行為)

- 4 第2条の規定による改正後の印西市立公民館の設置及び管理に関する条例の規定による使用料の納入手続その他同条を施行するために必要な準備行為は、同条の施行前においても行うことができる。

附 則（平成24年3月28日条例第10号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に印西市公民館運営審議会の委員（以下「委員」という。）である者は、引き続き改正後の印西市立公民館の設置及び管理に関する条例の規定に基づき委嘱された委員とみなす。

附 則（平成25年12月19日条例第54号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に納入する使用料について適用し、同日前に納入する使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月22日条例第22号）

(施行期日)

- 1 この条例は平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の印西市立公民館の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に納入する使用料について適用し、同日前に納入する使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和5年6月27日条例第20号）

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

別表第1（第8条）

1 印西市立中央公民館

(1時間につき)

室名	使用料
第1会議室	160円
第2会議室	160円
第3会議室	320円
学級講座室	320円
和室	320円

研修室	320円
調理実習室	430円
視聴覚室	650円
幼児室	160円
講堂	1,780円

2 印西市立小林公民館

(1 時間につき)

室名	使用料
集会室 1	360円
集会室 2	180円
集会室 3	180円
和室 1	230円
和室 2	230円
工芸室	310円
調理実習室	470円
視聴覚室	590円
遊戯室	260円
ホール	950円

3 印西市立そうふけ公民館

(1 時間につき)

室名	使用料
会議室	310円
研修室 1	320円
研修室 2	320円
和室	370円
創作活動室	370円
調理室	470円
視聴覚室	700円
多目的室	1,330円

4 印西市立印旛公民館

(1 時間につき)

室名	使用料
第 1 研修室	240円
第 2 研修室	190円
第 3 研修室	260円
第 4 研修室	190円
和室	470円
工芸室	150円

調理実習室	510円
視聴覚室	490円
大会議室	1,420円

5 印西市立本埜公民館

(1 時間につき)

室名	使用料
団体研修室 1	360円
団体研修室 2	360円
団体研修室 3	360円
団体研修室 4	360円
文化教養室	300円
情報学習室	250円
美術工芸室	300円
調理実習室 1	320円
調理実習室 2	430円
視聴覚室	800円
音楽室	600円
多目的ホール	2,170円 (半面)

別表第 2 (第 8 条)

品目	回数	使用料
陶芸窯	1 回	2,200円

印西市立公民館の管理及び運営に関する規則

昭和54年2月1日教育委員会規則第1号

改正

昭和54年7月5日教委規則第3号
昭和58年3月29日教委規則第1号
昭和59年3月12日教委規則第11号
昭和62年3月13日教委規則第1号
昭和63年11月7日教委規則第4号
平成元年3月20日教委規則第2号
平成2年4月16日教委規則第6号
平成2年9月12日教委規則第9号
平成3年3月22日教委規則第2号
平成4年3月25日教委規則第4号
平成6年2月7日教委規則第2号
平成6年4月1日教委規則第9号
平成8年3月1日教委規則第13号
平成10年9月29日教委規則第8号
平成11年3月19日教委規則第3号
平成13年2月22日教委規則第1号
平成13年3月29日教委規則第6号
平成15年3月26日教委規則第3号
平成17年11月10日教委規則第8号
平成18年2月13日教委規則第1号
平成22年3月17日教委規則第7号
平成23年12月26日教委規則第5号
平成24年1月20日教委規則第2号
平成27年3月23日教委規則第8号
平成29年3月21日教委規則第7号
平成30年3月26日教委規則第7号
平成31年2月15日教委規則第1号
令和3年3月26日教委規則第2号
令和3年8月17日教委規則第6号
令和3年11月19日教委規則第10号
令和5年3月28日教委規則第7号
令和5年9月20日教委規則第9号

印西市立公民館の管理及び運営に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、印西市立公民館の設置及び管理に関する条例（昭和54年条例第2号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、公民館の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象区域)

第2条 条例第3条第2項に規定する公民館の対象区域は、別表のとおりとする。

(連絡調整)

第3条 印西市立中央公民館（以下「中央公民館」という。）は、通常の公民館業務のほか他の公民館の連絡調整に関することを行う。

(使用許可申請)

第4条 条例第4条の許可を受けようとする者は、印西市公共施設予約システムの利用等に関する規則（平成17年規則第68号。以下「予約規則」という。）に規定する使用許可申請書（第6号様式。以下「申請書」という。）を印西市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。ただし、予約規則第12条第4項の規定による場合は、申請書の提出があったものとみなす。

- 2 前項本文の規定による公民館の使用の許可の申請は、当該公民館を使用しようとする日（以下「使用日」という。）の属する月の2月前の月の9日から使用日の3日前までの間にしなければならない。ただし、教育委員会が特に理由があると認めたときは、当該期間外においても当該申請をすることができる。

(使用時間数)

第4条の2 公民館を使用することができる1月当たりの時間数は16時間以内とする。

- 2 使用日の属する月の2月前の月の16日以降の申請による公民館の使用は、前項の時間数を超えることができる。

(利用者登録による予約)

第4条の3 公民館を使用しようとする者は、予約規則に基づき、あらかじめ住所、氏名その他公民館の使用に関する事項について登録（以下「利用者登録」という。）をすることができる。

- 2 利用者登録をした者は、使用日の属する月の2月前の月の初日から7日までの間に、予約規則に基づき、使用の許可の申請の予約（以下「予約」という。）をすることができる。なお、予約は、利用者登録した公民館に限るものとし、1月16時間以内とする。
- 3 教育委員会は、前項の規定により予約をした者の数が使用に供すべき公民館の施設の数を超えるときは、抽選により使用の許可の予定者（以下「使用予定者」という。）を決定する。
- 4 教育委員会は、第2項の規定により予約をした者の数が使用に供すべき公民館の施設の数を超えないときは、当該予約をした者を使用予定者として決定する。
- 5 利用者登録をした者は、使用日の属する月の2月前の月の9日から使用日の3日前までの間に予約規則に基づき、随時予約をすることができる。この場合において、教育委員会は、当該予約をした者を使用予定者として決定す

る。なお、随時予約は、第2項に規定する予約時間も含め1月16時間以内とする。

6 使用予定者は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める期間内に第4条第1項に規定する申請書により、申請をしなければならない。

(1) 第3項及び第4項の規定により使用予定者として決定された者 使用日の属する月の2月前の月の9日から15日（その日が第6条に規定する休館日であるときは、教育委員会が別に定める日）まで

(2) 前項の規定により使用予定者として決定された者 使用予定者として決定された日から使用日の3日前（その日が第6条に規定する休館日であるときは、教育委員会が別に定める日）まで

7 教育委員会は、前項各号に掲げる者が、当該各号に定める期間内に申請をしないときは、使用予定者としての決定を取り消すものとする。

(使用の許可)

第4条の4 教育委員会は、第4条の規定による申請が適当であると認めたときは、予約規則に規定する使用許可書（第7号様式。以下「許可書」という。）を申請者に交付するものとする。ただし、予約規則第13条第2項の規定による場合は、許可書の交付をしたものとみなす。

(開館時間)

第5条 公民館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、午後9時まで開館することができる。

(休館日)

第6条 公民館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(1) 定期休館日 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する日に当たるときは、その翌日とする。）

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 年始休館日 1月2日、3日及び4日

(4) 年末休館日 12月28日、29日、30日及び31日

(5) 臨時休館日 特別の事情により、教育委員会が休館を必要と認めた日

(使用料減免団体)

第6条の2 条例第9条第3号に定める公共的団体とは、町内会、自治会等の住民自治組織団体をいう。

(損害賠償)

第7条 公民館の利用者が、公民館の施設、設備及び備品を破損し、汚損し、又は滅失した場合は、その損害を賠償しなければならない。

(館長の職務)

第8条 館長は、上司の命を受け、公民館の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 館長は、公民館の施設及び設備の管理及び保全に努めなければならない。

3 館長は、担当の業務の円滑な運営を図るため、必要に応じ、班の責任者（以

下「主任」という。)を指定する。

(職員の職及び職務)

第9条 条例第11条において公民館に置くことができる職員(館長を除く。)の職及び職務は、次のとおりとする。

職	職務
副館長	館長を補佐し、館長に事故あるときは、その職務を代理する。
副参事 主幹 副主幹 主査 主査補	上司の命を受け、所掌事務を掌理する。
社会教育主事	上司の命を受け、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。
主任主事 主事	上司の命を受け、事務をつかさどる。

2 前項に掲げるもののほか、印西市職員の定年等に関する条例(昭和58年条例第14号)、印西市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年条例第22号)及び一般職の任期付職員の採用に関する条例(平成19年条例第24号)に規定する職員を置くことができるものとする。

(主任の職務)

第10条 主任は、上司の命を受け、担当する班の事務を管理する。

(事務分掌)

第11条 公民館に置く班及びその事務分掌は、次のとおりとする。

指導班

- (1) 公印の保管に関すること。
- (2) 文書の收受及び発送に関すること。
- (3) 文書、帳簿の整理及び保存に関すること。
- (4) 庶務及び会計に関すること。
- (5) 資料、統計、調査及び広報に関すること。
- (6) 施設及び設備の維持及び管理に関すること。
- (7) 公民館事業の実施に関すること。
- (8) 関係機関及び各種団体との連絡に関すること。
- (9) サークル活動、グループ活動等の育成及び指導に関すること。
- (10) 各種展示資料及び学習資料の収集及び利用に関すること。
- (11) 有料公園施設、文化ホール、中央駅前地域交流館、地域福祉センター及び老人福祉センターの使用手続に関すること。
- (12) その他社会教育活動に関すること。

(臨時又は非常勤の職員)

第12条 公民館には、第9条に定めるもののほか、必要に応じ、臨時又は非常

勤の職員を置くことができる。

（事業計画及び事業報告）

第13条 館長は、年2回、事業計画及びその実施状況を教育委員会及び印西市公民館運営審議会（以下「審議会」という。）に報告しなければならない。

（公民館運営審議会）

第14条 審議会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（審議会の会議）

第15条 審議会は、定例会及び臨時会とし、委員長がこれを招集し、主宰する。

2 定例会は、年2回招集とし、臨時会は、必要の都度招集する。

3 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（審議会の庶務）

第16条 審議会の庶務は、中央公民館において処理する。

（事務処理）

第17条 公民館における事務処理については、印西市教育委員会事務局の取扱いの例による。

2 館長の専決事項は、次のとおりとする。

（1）開館及び閉館時刻の変更に関する事項

（2）使用許可に関する事項

（3）使用者の申請に基づく使用の取消し及び変更の承認に関する事項

（補則）

第18条 この規則に定めるもののほか、公民館の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この規則は、昭和54年2月1日から施行する。

附 則（昭和54年7月5日教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の印西町立公民館の管理及び運営に関する規則の規定は、昭和54年7月1日から適用する。

附 則（昭和58年3月29日教委規則第1号）

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年3月12日教委規則第11号）

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年3月13日教委規則第1号）

この規則は、昭和62年4月13日から施行する。

附 則（昭和63年11月7日教委規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年 3 月 20 日教委規則第 2 号）

この規則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 年 4 月 16 日教委規則第 6 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 2 年 9 月 12 日教委規則第 9 号）

この規則は、平成 2 年 10 月 15 日から施行する。

附 則（平成 3 年 3 月 22 日教委規則第 2 号）

この規則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年 3 月 25 日教委規則第 4 号）

この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 2 月 7 日教委規則第 2 号）

この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 4 月 1 日教委規則第 9 号）

この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月 1 日教委規則第 13 号）

この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年 9 月 29 日教委規則第 8 号）

この規則は、平成 10 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 3 月 19 日教委規則第 3 号）

この規則は、平成 11 年 4 月 26 日から施行する。

附 則（平成 13 年 2 月 22 日教委規則第 1 号）

この規則は、平成 13 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 3 月 29 日教委規則第 6 号）

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 3 月 26 日教委規則第 3 号）

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 11 月 10 日教委規則第 8 号）

この規則は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 2 月 13 日教委規則第 1 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この規則による改正後の第 4 条の 2 第 1 項に規定する利用者登録は、この規則の施行前に予約規則の規定により行うことができる。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の印西市立公民館の管理及び運営に関する規則の規定によりなされた申請及び許可は、この規則による改正後の印西市立公民館の管理及び運営に関する規則の規定によりなされた申請及び許可とみなす。

附 則（平成 22 年 3 月 17 日教委規則第 7 号）

この規則は、平成22年3月23日から施行する。

附 則（平成23年12月26日教委規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年1月20日教委規則第2号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 前項の規定にかかわらず、中央駅前地域交流館の使用に関し必要な手続は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則（平成27年3月23日教委規則第8号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月21日教委規則第7号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月26日教委規則第7号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年2月15日教委規則第1号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月26日教委規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年8月17日教委規則第6号）

この規則は、令和3年9月1日から施行する。

附 則（令和3年11月19日教委規則第10号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年3月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現にある改正前の印西市立公民館の管理及び運営に関する規則、印西市立中央駅前地域交流館の設置及び管理に関する条例施行規則、印西市立図書館設置条例施行規則、印西市文化ホールの設置及び管理に関する条例施行規則、印西市立印旛歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例施行規則、印西市立木下交流の杜歴史資料センターの設置及び管理に関する条例施行規則及び印西市文化財保護条例施行規則の様式による用紙については、当分の間、所要の調整を行って使用することができる。

附 則（令和5年3月28日教委規則第7号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年9月20日教委規則第9号）

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

別表（第2条）

名 称	対 象 区 域
印西市立中央公民館	木下小学校区 大森小学校区
印西市立小林公民館	小林小学校区 小林北小学校区
印西市立そうふけ公民館	高花小学校区 西の原小学校区 原小学校区 船穂小学校区 木刈小学校区 内野小学校区 原山小学校区 小倉台小学校区 牧の原小学校区
印西市立印旛公民館	六合小学校区 平賀小学校区 いには野小学校区
印西市立本埜公民館	本埜小学校区 滝野小学校区

3 地域交流館

(1) 事業報告

中央駅前地域交流館

(2) 利用団体一覧

中央駅前地域交流館利用団体懇話会

(3) 利用者集計

中央駅前地域交流館利用者集計表

(4) 条例・規則

印西市立中央駅前地域交流館の設置及び管理に関する条例

印西市立中央駅前地域交流館の設置及び管理に関する条例施行規則

(1) 事業報告

中央駅前地域交流館



(1号館)



(2号館)

【運営方針】

中央駅前地域交流館は、市民の交流機会の創出、自発的な学習活動を促進し健全で生き生きとした市民生活の形成に寄与することを目的とした施設である。

市民の相互交流の機会の提供、学習活動の機会の提供、子育て支援、児童健全育成事業等を企画し、自ら学ぶ機会や活動を促進支援し、子どもから大人までの市民の様々な学習ニーズに応えられるよう、人と人を結ぶ身近な施設として様々な事業を展開している。

【施設概要】

名称：印西市立中央駅前地域交流館

所在地：印西市中央南1-2

開館：平成24年4月1日

敷地面積：8,504㎡

延床面積：1号館 2,499㎡

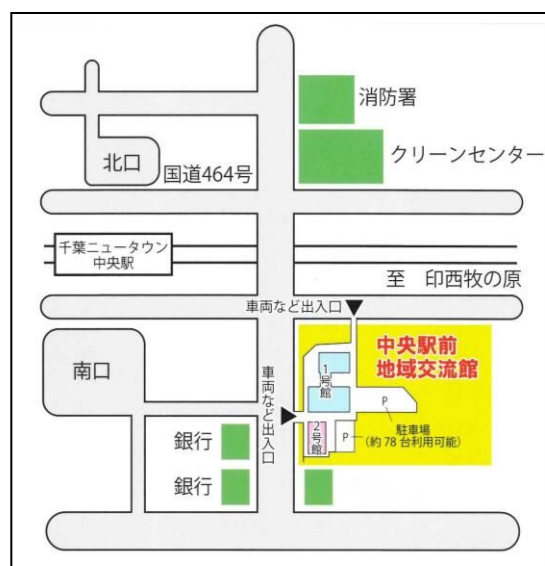
2号館 1,860㎡

構造：鉄筋コンクリート

1号館2階建て

2号館3階建て

駐車台数：令和5年8月より工事の為使用不可。
代替駐車場で運営中。



《令和6年度事業概要》

主催事業について、当初計画では「子ども対象事業」13事業、「大人対象事業」7事業を計画した。

なお、一部講師都合等により事業回数を変更した。

また、個人学習支援事業として学習室開放（定員8人）を行い、学習の場の提供を行った。続いて、毎年、中央駅前地域交流館利用団体懇話会が主体となって開催している「交流館まつり」は、（仮称）千葉ニュータウン中央駅圏複合施設整備事業に伴い駐車場が使用できない現状等から、令和6年度も中止となった。

次に、施設利用者の推移については、令和4年度 72,833 人、令和5年度 80,728 人、令和6年度 58,965 人という状況である。

●科学あそび

事業区分	子ども対象事業				
ねらい	子どもたちに身近な科学の楽しさや関心を持ってもらうため、実験や工作を行う。また、夏休みの自由研究のヒントにもつながられるようにする。				
対象	市内在住者（小学4年生～6年生）				
定員	20人				
受講者数	20人				
受講率	100%				
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
	1	8月2日（金）	電気を知ろう！レモン電池作製	関東電気 保安協会	16人
参加者合計	16人				
講座を終えて	一般財団法人関東電気保安協会千葉事業本部を講師に迎え講座を行った。レモン電池作製では、ほぼ全員が、LED電球を点灯させることに成功していた。講師からは「ほぼ全員が完成してよかったです。帰宅後、別の果物や野菜でも実験してみてください。」というお言葉をいただいた。また、受講生からは「とても楽しく、電気のことがよくわかった。」というアンケート回答を得た。				

●子育てルーム事業「おやこであそぼう」

事業区分	子ども対象（子育て支援）事業				
ねらい	親子で遊べる場を提供し、子どもと親の健やかな育ちを支援していく。子育てに関する情報交換の場、親子共に友達づくりの場とする。				
対象	市内在住者（乳幼児と保護者）				
定員	自由来館				
受講者数	7,291人				
受講率	—				
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
		通年	自由あそび、たけのこ測定（身体測定）、	職員	7,291人

		中庭開放、たけのこタイム（ふれあいあそび、読み聞かせ等）		
参加者合計	7,291人			
講座を終えて	たけのこタイムでは、月毎に内容を変え、歌や手遊びを行ったことで、これを楽しみに来館する親子もあり、喜んで参加していた。			

●季節のおもちゃ箱

事業区分	子ども対象（子育て支援）事業				
ねらい	季節の行事や伝承行事をテーマに、制作あそびやダンス、おはなしなどを地域の親子と一緒に楽しみ季節を感じる。				
対象	市内在住者（乳幼児と保護者）				
定員	各回１０・１５組				
受講者数	第１回　５組　　第２回　８組　　第３回　６組　　第４回　１０組　　第５回　１１組 第６回　９組　　第７回　９組　　第８回　８組　　第９回　９組　　第１０回　６組 第１１回　４組				
受講率	第１回　３３％　　第２回　５３％　　第３回　４０％　　第４回　６７％　　第５回　７３％ 第６回　９０％　　第７回　９０％　　第８回　８０％　　第９回　９０％　　第１０回　６０％ 第１１回　４０％				
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
	１	４月２３日（火）	こいのぼりポシエットづくり	職員	１０人
	２	５月３０日（木）	ぴょーんカエルづくり		１７人
	３	６月２６日（水）	織姫・彦星のタペストリーづくり		１３人
	４	７月３１日（水）	うちわづくり		２５人
	５	８月２９日（木）	お祭りごっこ		２３人
	６	１０月３１日(木)	りすの秋ボール		１８人
	７	１１月２９日(金)	楽器あそび		１８人
	８	１２月１８日(水)	Xmasオーナメントづくり		１７人
	９	１月３１日（金）	みんなで豆まき		１８人
	１０	２月１４日（金）	ゆらゆらおひなさまづくり		１３人
	１１	３月１３日（木）	春のカレンダー		８人
参加者合計	１８０人				
講座を終えて	親子で一緒に参加することができる楽しさや、季節を感じられる内容のため、何度も参加する親子もいた。				

●お誕生児集まれ！

事業区分	子ども対象（子育て支援）事業			
ねらい	その月の誕生日児を祝い、アトラクションを見たり記念写真を撮ったりして過ごしながら成長を喜び合う。			
対象	市内在住者（その月の誕生児とその保護者）			

定員	各回15組									
受講者数	第1回	5組	第2回	4組	第3回	6組	第4回	7組	第5回	7組
	第6回	5組	第7回	4組	第8回	4組	第9回	7組	第10回	8組
	第11回	9組	第12回	5組						
受講率	第1回	33%	第2回	27%	第3回	40%	第4回	47%	第5回	47%
	第6回	33%	第7回	27%	第8回	27%	第9回	47%	第10回	53%
	第11回	60%	第12回	33%						
プログラム	回	実施日	内容				講師等		参加者	
	1	4月17日(水)	誕生児紹介、アトラクション、記念撮影等				職員		10人	
	2	5月15日(水)							8人	
	3	6月21日(金)							12人	
	4	7月17日(水)							14人	
	5	8月22日(木)							15人	
	6	9月11日(水)							11人	
	7	10月16日(水)							8人	
	8	11月20日(水)							9人	
	9	12月13日(金)							14人	
	10	1月16日(木)							16人	
	11	2月19日(水)							18人	
	12	3月 7日(金)							11人	
参加者合計	146人									
講座を終えて	子どもの成長を親子で喜び合うことができた。									

●親子講座

事業区分	子ども対象（子育て支援）事業				
ねらい	講師を招き親子で楽しめる講座を行い、親子で楽しさを共有することで子育ての楽しさを感じてもらえるようにする。				
対象	市内在住者（乳幼児と保護者）				
定員	各回 10～24組				
受講者数	第1回 14組 第6回 17組	第2回 9組 第7回 9組	第3回 3組	第4回 7組	第5回 7組
受講率	第1回 93% 第6回 85%	第2回 60% 第7回 38%	第3回 23%	第4回 54%	第5回 70%
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
	1	6月13日(木)	ベビーと楽しむリトミック	戸田 千賀子	29人
	2	7月 5日(金)	英語とあそぼう(午前の部)	由香	21人
	3	7月 5日(金)	英語とあそぼう(午後の部)	由香	6人
	4	7月23日(火)	親子ピクス～リズムあそび～	佐々木 優子	16人

	5	11月26日(火)	親子ピクス〜リズムあそび〜	佐々木 優子	14人
	6	12月10日(火)	クリスマスコンサート	カラフルスタイル	36人
	7	2月12日(水)	ベビーバランスボール	佐々木 優子	20人
参加者合計	142人				
講座を終えて	親子で積極的に動き、楽しむ姿が多くみられた。				

●青空ルーム

事業区分	子ども対象（子育て支援）事業				
ねらい	近隣の公園に出向くことで、子育てルームの存在を知ってもらい、遊びにくるきっかけづくりをする。また、親子や地域の友だちと一緒に楽しいひと時を過ごせる交流の場となるようにする。				
対象	市内在住者（乳幼児と保護者）				
定員	自由参加				
受講者数	—				
受講率	—				
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
	1	4月25日（木）	雨天により中止	職員	—
	2	5月24日（金）	公園であそぼう		12人
	3	6月18日（火）	雨天により中止		—
	4	10月4日（金）	雨天により中止		—
	5	11月6日（水）	公園であそぼう		14人
参加者合計	26人				
講座を終えて	現地集合・解散の自由参加型事業。花の丘公園で親子ともに楽しむことができ、「青空ルーム」の存在や機能についても周知することができた。				

●にこにこハッピー

事業区分	子ども対象（児童健全育成）事業				
ねらい	親子で一緒に歌や手遊び、リズム遊び、簡単制作等を通して遊ぶことの楽しさを味わう。また、同学年の親子が関わり、友達を作ったり、保護者同士の情報交換の場として活用してもらおう。				
対象	市内在住者（1歳児と保護者）				
定員	各回15組				
受講者数	第1回 13組 第6回 12組	第2回 14組 第7回 13組	第3回 13組	第4回 15組	第5回 12組
受講率	第1回 87% 第6回 80%	第2回 93% 第7回 87%	第3回 87%	第4回 100%	第5回 80%
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
	1	5月8日(水)	出席ブック作り	職員	27人
	2	6月12日(水)	リズムあそび		29人

	3	7月3日(水)	夏祭り作成		27人
	4	9月4日(水)	カード作り		31人
	5	10月9日(水)	運動あそび		24人
	6	11月13日(水)	楽器あそび		25人
	7	12月11日(水)	クリスマス		27人
参加者合計	190人				
講座を終えて	通年事業。親子で一緒にからだを楽しく動かす姿が見られた。同学年の親子が関わり参加者同士の交流をもつことができた。				

●すこやかキッズ

事業区分	子ども対象（児童健全育成）事業				
ねらい	親子で一緒に歌や手遊び、リズム遊び、簡単製作等を通して遊ぶことの楽しさを味わう。また、同年齢の親子が関わり、友達づくりや保護者同士の情報交換の場として活用してもらう。				
対象	市内在住者（2歳児と保護者）				
定員	各回15組				
受講者数	第1回 8組 第2回 7組 第3回 7組 第4回 7組 第5回 1組 第6回 5組 第7回 2組				
受講率	第1回 80% 第2回 70% 第3回 70% 第4回 47% 第5回 7% 第6回 33% 第7回 13%				
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
	1	5月16日（木）	出席ブック作り	職員	15人
	2	6月20日（木）	リズムあそび		7人
	3	7月11日（木）	夏祭り作成		13人
	4	9月12日（木）	カード作り		16人
	5	10月17日（木）	運動あそび		3人
	6	11月7日（木）	楽器あそび		12人
	7	12月19日（木）	クリスマス		4人
参加者合計	70人				
講座を終えて	通年事業。親子で一緒にからだを楽しく動かす姿が見られた。同学年の親子が関わり参加者同士の交流をもつことができた。				

●ゆうぎ室であそぼう

事業区分	子ども対象（児童健全育成）事業				
ねらい	体を動かして遊べるよう、親子でのびのびと過ごせる場を提供する。				
対象	市内在住者（乳幼児と保護者）				
定員	各回15組				
受講者数	第1回 9組 第2回 6組 第3回 5組 第4回 5組 第5回 8組 第6回 4組 第7回 10組				
受講率	第1回 60% 第2回 40% 第3回 33% 第4回 33% 第5回 53%				

	第6回 27% 第7回 67%				
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
	1	4月12日（金）	乗用玩具、すべり台、トンネル、ボールなどを 使い身体を動かして遊ぶ。	職員	22人
	2	4月19日（金）			13人
	3	5月10日（金）			10人
	4	6月11日（火）			11人
	5	6月28日（金）			17人
	6	7月 9日（火）			8人
	7	8月 6日（火）			22人
参加者合計	103人				
講座を 終えて	「子育てルーム」とは違い、身体を大きく動かしたあそびができるため、参加者は大いに楽しんで いた。				

●児童ルームであそぼう

事業区分	子ども対象（児童健全育成）事業				
ねらい	子どもが安心できる遊び場、学習の場を提供する。他学区・他学年の子ども同士が交流できる場を提供して、友達づくりのきっかけをつくる。様々な遊びに自発的に取り組めるよう支援する。				
対象	市内在住者（小学生～18歳未満）				
定員	自由来館				
受講者数	3,222人				
受講率	—				
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
		通年	児童ルーム、学習コーナー、図書コーナーの開放	職員	3,222人
参加者合計	3,222人				
講座を 終えて	一人でも楽しめるゲームや机上あそびを取り入れるなど、様々な遊びを提供していく中で、子どもたちは工夫して遊びを発展させ楽しんでいる。				

●あそびのポケット＆スペシャル

事業区分	子ども対象（児童健全育成）事業				
ねらい	簡単な工作や手芸、実験遊びを行い、交流館を知るきっかけをつくる。簡単で身近な素材を使って、家庭ではあまり経験のできないことを体験しながら、他学区・他学年の子どもたちとの交流も楽しむ。				
対象	市内在住者（小・中学生）				
定員	各回9～50人				
受講者数	第1回 21人	第2回 15人	第3回 16人	第4回 10人	第5回 6人
	第6回 124人	第7回 12人	第8回 84人	第9回 26人	第10回 89人
	第11回 30人	第12回 47人	第13回 6人	第14回 6人	第15回 3人
	第16回 6人	第17回 20人	第18回 13人	第19回 6人	
受講率	第1回 自由参加	第2回 自由参加	第3回 80%	第4回 40%	第5回 40%

	第6回 自由参加 第7回 40% 第8回 自由参加 第9回 100% 第10回 自由参加 第11回 100% 第12回 94% 第13回 20% 第14回 50% 第15回 25% 第16回 30% 第17回 67% 第18回 81% 第19回 67%				
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
	1	4月6日（土） ・4月7日（日）	【春休みスペシャル】プラバンづくり	職員	21人
	2	5月30日（木）	スライムをつくろう		15人
	3	6月27日（木）	うちわづくり		16人
	4	7月27日（土）	【夏休みスペシャル】イラストペン入れ講座	栗原 静香	10人
	5	7月27日（土）	【夏休みスペシャル】 イラストステップアップ講座		6人
	6	7月20日（土） ～7月31日(水)	アイロンビーズ	職員	124人
	7	8月 1日（木）	【夏休みスペシャル】 竹中工務店技術研究所見学	竹中工務店	12人
	8	8月 2日（金） ～8月16日(金)	ヨーヨー釣り	職員	84人
	9	8月6日（火） ・8月7日（水）	うちわづくり		26人
	10	8月 8日（木） ～8月30日(金)	アイロンビーズ		89人
	11	8月22日（木） ～8月24日(土)	オリジナルバックづくり		30人
	12	8月25日（日）	【夏休みスペシャル】 古代ロマンにふれる！発掘体験	海老根 薫	47人
	13	10月24日(木)	ハロウィンランタン	職員	6人
	14	11月16日(土)	イラストペン入れ講座	栗原 静香	6人
	15	11月16日(土)	イラストステップアップ講座		3人
	16	12月19日(木)	オリジナルバックづくり	職員	6人
	17	1月26日（日）	缶バッジづくり		20人
	18	2月 2日（日）	ミニプラ板づくり		13人
19	2月16日（日）	オリジナルバッグづくり	6人		
参加者合計	540人				
講座を終えて	身近な素材を使った工作や普段体験できない設計会社見学・発掘体験、漫画家指導の下でのイラストペン入れ等を行う中で、子どもたちにいろいろな体験をあたることができ、また、子どもたちの交流が図られた。				

●レクホールであそぼう

事業区分	子ども対象（児童健全育成）事業
------	-----------------

ねらい	レクリエーションホールで、思い切り体を動かせる場を提供する。あそびを通して、他学区、他学年の友達との交流を持つきっかけをつくる。				
対象	市内在住者（小学2年生～6年生）				
定員	第1回 40人 第2回 24人				
受講者数	第1回 18人 第2回 6人				
受講率	第1回 45% 第2回 25%				
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
	1	5月18日（土）	楽しく遊んで運動能力アップ教室	成田 勝也	18人
	2	6月15日（土）	ユニバーサルカーリング	印西市ユニカール協会	6人
参加者合計	24人				
講座を終えて	レクリエーションホールを使用し、大きく体を動かす楽しさを味わうことができ、また、他学年との交流も図れた。				

●書き初め広場

事業区分	子ども対象（児童健全育成）事業				
ねらい	冬休みの課題である書き初めを講師指導のもと書きあげる。書道に対する関心を深めるとともに、他学区・他学年の子と一緒に交流を深めていく場を提供する。				
対象	市内在住者（小・中学生）				
定員	12人				
受講者数	10人				
受講率	83%				
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
	1	12月19日(木)	書き初め	蟹江 晶子	10人
参加者合計	10人				
講座を終えて	全員が書き初めを書き上げることができた。書道に対する関心を深めるとともに、他学区・他学年の子と一緒に交流を深めていくことができた。				

●はじめての資産運用とNISA講座

事業区分	大人対象事業				
ねらい	市民のライフプランの一助となるため、資産運用の基本等について学ぶ。				
対象	市内在住・在勤者（18歳以上の人）				
定員	40人				
受講者数	40人				
受講率	100%				
プログラム	回	実施日	内容等	講師等	参加者
	1	6月30日（日）	資産運用の基本とNISAについて学ぶ	日本証券業協会	34人
参加者合計	34人				

講座を終えて	年代や投資経験等もそれぞれ異なる受講者であったが、講義後の質疑応答も活発であった。当初30人の募集であったが、40人以上の応募があり、定員を変更した。市民の資産運用への意識・関心の高さを感じた。
--------	---

●ベビー講座「ベビーマッサージ」

事業区分	大人対象（子育て支援）事業				
ねらい	低年齢向けに子育てルームの利用のきっかけとなるような事業を行う中で、親子でふれあいながら遊ぶことの楽しさを感じ、また、利用者同士が地域に友達を作る場とする。				
対象	市内在住者（3か月～10か月の乳児とその保護者）				
定員	各回13～15組				
受講者数	第1回 3組	第2回 10組	第3回 6組	第4回 7組	第5回 5組
受講率	第1回 23%	第2回 67%	第3回 40%	第4回 54%	第5回 38%
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
	1	4月23日（火）	ベビーマッサージ	安藤 敬子	7人
	2	6月25日（火）	ベビーマッサージ		20人
	3	9月 7日（土）	パパのベビーマッサージ		15人
	4	11月30日（土）	パパのベビーマッサージ		20人
	5	1月28日（火）	ベビーマッサージ		10人
参加者合計	72人				
講座を終えて	マッサージに反応し気持ち良さを感じて眠ってしまう子も多く、マッサージを行っている母親・父親もうれしそうであった。子育て相談では、みんなで共感しあえるものも多く、有意義な内容となっている。				

●ベビー講座「ベビードンス」

事業区分	大人対象（子育て支援）事業				
ねらい	低年齢向けに子育てルームの利用のきっかけとなるような事業を行う中で、親子でふれあいながら遊ぶことの楽しさを感じ、また、利用者同士が地域に友達を作る場とする。				
対象	市内在住者（3か月～1歳の乳児とその保護者）				
定員	各回10・13組				
受講者数	第1回 6組	第2回 4組			
受講率	第1回 46%	第2回 40%			
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
	1	5月17日（金）	ベビードンス	柳 由美子	12人
	2	10月18日（金）	ベビードンス	柳 由美子	8人
参加者合計	20人				
講座を終えて	子どもを抱いてスキンシップを図りながらリズムカルに踊ることにより、運動不足解消やリフレッシュすることができ、子どもも気持ちよさそうだった。腰の高い位置での抱っこの仕方を教えてもらい、参加者からは「楽になった」と好評であった。				

●パパママ講座

事業区分	大人対象（子育て支援）事業				
ねらい	趣味的な講座でリフレッシュしたり、子育ての知識を得たり、悩みを共有したりできる講座で、子育てを楽しめるようにする。				
対象	市内在住者（子育て中の父親、母親）				
定員	各回１０～１５組				
受講者数	第１回 １０組 第２回 １３組 第３回 ５組 第４回 ５組 第５回 １０組 第６回 ７組				
受講率	第１回 ７７％ 第２回 ８７％ 第３回 ５０％ 第４回 ３３％ 第５回 ６７％ 第６回 ７０％				
プログラム	回	予定月	内容	講師等	参加者
	１	７月 ４日（木）	産後ママのストレッチピラティス	土井 さやか	２０人
	２	８月 ９日（金）	はみがき講座	市歯科衛生士	２６人
	３	１０月 ２６日（土）	パパのコアトレーニング	土井 さやか	１２人
	４	１１月 ２２日（金）	離乳食講座初期中期	市栄養士	１０人
	５	１１月 ２８日（木）	離乳食講座後期完了期	市栄養士	２０人
	６	１２月 １２日（木）	産後ママのストレッチピラティス	土井 さやか	１４人
参加者合計	１０２人				
講座を終えて	普段運動をする暇のない受講者にとってストレッチピラティスは体を動かす良い機会となった。 また、歯磨きの実施方法等の詳しい説明と相談により知識を得ることができ、保護者同士の情報交換の場にもなった。				

●子育て相談

事業区分	大人対象（子育て支援）事業				
ねらい	子育ての悩みや育児について相談できるような体制を整える。家庭や母親の情緒面に支援が必要と判断したときは、保健センター、児童家庭相談員、子ども発達センターなど各機関と連携、協力を図り支援していく。				
対象	市内在住者（未就学児を持つ保護者）				
定員	—				
受講者数	１４１人				
受講率	—				
プログラム	回	予定月	内容	講師等	参加者
		通年	子育ての悩みや育児についての相談	職員 子育てコンシェルジュ 健康増進課保健師	１４１人
参加者合計	１４１人				
講座を終えて	子育ての悩みや育児について気軽に相談できる雰囲気作りと体制を整え、相談を受けている。				

●子育てサークル育成・支援

事業区分	大人対象（子育て支援）事業				
ねらい	親にとって育児が楽しいと感じられるように母親同士でサークルを立ち上げ、計画を作成し、活動できるように助言や支援をしていく。				
対象	市内在住者（未就学児を持つ保護者）				
定員	—				
受講者数	0人				
受講率	—				
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
		通年	子育てサークル育成・支援	職員	0人
参加者合計	0人				
講座を終えて	サークルの立ち上げや計画作成、活動の助言や支援をしていく相談体制を整えていく。				

●憩いの家開放事業

事業区分	大人対象（高齢者福祉）事業				
ねらい	カラオケや高齢者クラブの会合など高齢者の憩いの場やレクリエーションの場として提供することで、生きがいづくり、仲間づくりのきっかけにする。				
対象	市内在住者（60歳以上）				
定員	同時に使用できるのは14人まで				
受講者数	1,925人				
受講率	—				
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
		通年	憩いの家の開放	—	1,925人
参加者合計	1,925人				
講座を終えて	高齢者のレクリエーションの場として、憩いの家のカラオケ設備を開放している。				

《講座の様子》



▲科学あそび レモン電池をつくろう



▲はじめての資産運用講座とNISA講座

《団体育成事業》

利用サークル等が自主的かつ円滑に活動できるよう指導・援助を行った。

また、「中央駅前地域交流館利用団体懇話会」については、会の自主性を重んじながら円滑な運営ができるよう、指導・援助を行っているが、令和6年度は、1団体が脱退した（令和7年3月末現在32団体で構成）。会員の高齢化等により運営が難しくなっているサークルが見受けられる。

なお、交流館まつりについては、（仮称）千葉ニュータウン中央駅圏複合施設整備事業に伴い駐車場が使用できない現状等から中止となった。

《個人学習支援事業》

講座室を個人学習室として開放し、学習の場を提供することで、交流館をより身近な施設として感じてもらえるようにする。また、学習機会の提供により、利用の少ない青年層の利用促進を図った。学習室の定員は、8人として学習の場の提供を行った。

《貸館事業》

市民が自発的に学習し、ふれあいの輪を広げ、その成果や効果を社会還元して地域醸成するための場として提供した。また、社会教育関係団体、自治会等の地域団体、福祉関係団体等に学習、会議及び交流の場を提供した。

なお、（仮称）千葉ニュータウン中央駅圏複合施設整備事業に伴い、部屋数が減ったため、施設利用者数は減少した。

(2) 利用団体一覧

中央駅前地域交流館利用団体懇話会

番号	団体名	活動内容	活動日	活動時間	会員数
1	アネモネの会	絵画	第1～4火曜	9:00～13:00	13
2	創の会	絵画	第2～4木曜	9:00～13:00	7
3	ひまわり書道会	書道	第1・3金曜	10:00～12:00	21
4	陶芸の会 1 班	陶芸	第 1 木曜、第3金曜	9:00～17:00	9
5	陶芸の会 4 班	陶芸	第2・4金曜	9:00～17:00	11
6	陶華	陶芸	毎週土曜又は日曜	9:00～13:00	9
7	中央こでまり会	茶道（裏）	第1・3水曜	9:00～14:00	10
8	印謡会	謡曲	第1木曜、第3日曜	13:00～17:00	15
9	印西ゆめ太鼓	和太鼓	毎週日曜	9:00～13:00	29
10	詩吟藤乃会	詩吟	第1～4金曜	13:00～15:00	16
11	千葉ニュータウンフォークソングヴィレッジ	フォークソング	第2・4土曜	13:00～17:00	26
12	千葉ニュータウン混声合唱団	合唱	毎週日曜	13:00～17:00	40
13	大正琴サークル菊琴の調べ	大正琴	第2・4水曜	13:00～17:00	7
14	手話サークル 手つなぎの会	手話	第1～4火曜 第2～4土曜	10:00～12:00 15:00～17:00	48
15	スポーツダンス中央	ダンス	第1～4日曜	13:00～17:00	11
16	千葉ニュータウンスクエアダンスサークル	ダンス	毎週土曜	13:00～17:00	37
17	輪舞曲（ロンド）	ダンス	毎週日曜	11:00～13:00	18
18	ヘルシー・コスモス・サークル（HCC）	エアロビクス	第1～4金曜	9:00～11:00	11
19	シルバーダックス	卓球	毎週水曜・金曜	13:00～15:00	54
20	スマッシュクラブ	卓球	毎週火曜	9:00～11:00	38
21	卓水クラブ	卓球	毎週水曜 毎週土曜	18:00～21:00 17:00～21:00	47
22	フレッシュクラブ	インディアカ	毎週火曜	14:00～17:00	12

23	ラケット	バドミントン	毎週土曜	10:00~13:00	10
24	CBC	バドミントン	毎週金曜	15:00~17:00	14
25	気功サークル	気功	毎週水曜	11:00~13:00	13
26	千葉ニュータウン太極拳同好会	太極拳	毎週日曜	9:00~11:00	13
27	太極拳火曜会	太極拳	毎週火曜	11:00~14:00	27
28	ストレッチフレッシュ	健康体操	第1~4木曜	14:00~16:00	43
29	ストレッチ体操サークル	健康体操	第1~4木曜	9:00~11:00	51
30	リズムミック・カンフー千葉 NT クラブ	健康体操	第1~4木曜	11:00~13:00	6
31	コスモス吹矢クラブ	スポーツ吹矢	毎週木曜	10:00~12:00	10
32	木刈親子読書会	読書会	第1~4水曜 第2木曜 第3土曜	16:00~18:00 10:00~13:00 19:00~21:00	134

(3) 利用集計

地域交流館利用者集計表

令和6年4月1日～令和7年3月31日

[内容別利用者数]

分類		参加・利用延べ人数（人）												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
利用者数		5,821	5,811	6,667	7,289	6,487	5,321	3,313	3,805	3,662	3,897	3,901	2,991	58,965
利用者内訳	主催事業	1,074	982	1,192	1,845	2,075	1,137	1,127	1,099	969	1,008	994	752	14,254
	学習室	49	44	75	99	123	52	56	66	70	59	69	37	799
	まつり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他・サークル等	4,698	4,785	5,400	5,345	4,289	4,132	2,130	2,640	2,623	2,830	2,838	2,202	43,912

公民館等総計	12,879	12,267	15,847	15,697	12,567	13,605	15,957	13,830	11,921	11,745	11,032	11,310	158,657
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------

[開館日数]

開館日数(日)	備考
281	

(4) 条例・規則

印西市立中央駅前地域交流館の設置及び管理に関する条例

平成23年12月12日 条例第21号

改正

平成25年12月19日 条例第56号

平成31年3月22日 条例第23号

令和3年6月28日 条例第22号

令和4年12月19日 条例第16号

令和6年6月20日 条例第29号

印西市立中央駅前地域交流館の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定により、印西市立中央駅前地域交流館（以下「地域交流館」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市は、市民の交流機会の創出、自発的な学習活動等を促進し、もって、健全で生き生きとした市民生活の形成に寄与するため、地域交流館を設置する。

(名称及び位置)

第3条 地域交流館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
印西市立中央駅前地域交流館	印西市中央南一丁目4番地3

(事業)

第4条 地域交流館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 市民の相互交流の機会の提供に関すること。
- (2) 市民の自発的な学習活動の機会の提供に関すること。
- (3) 市民の生涯学習活動の機会の提供に関すること。
- (4) 市民の文化芸術活動の機会の提供に関すること。
- (5) 図書館資料の貸出しに関すること。
- (6) 高齢者の教養の向上及びレクリエーション等の場の提供に関すること。
- (7) その他地域交流館の設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(指定管理者による管理)

第5条 地域交流館の管理は、指定管理者（法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第4条に規定する事業に関すること。
- (2) 地域交流館の利用の許可に関すること。

- (3) 地域交流館の利用料金（法第244条の2第8項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）を徴収すること。
- (4) 利用の停止及び利用の許可の取消しに関すること。
- (5) 地域交流館の維持管理に関すること。
- (6) その他地域交流館の運営に関する業務のうち、印西市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めること。

（指定管理者の指定の申請）

第7条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に地域交流館の管理に係る事業計画書その他規則で定める書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

（指定管理者の指定等）

第8条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定するものとする。

- (1) 事業計画書による地域交流館の管理が利用者の平等な利用を確保するものであること。
- (2) 事業計画書の内容が地域交流館の効用を最大限に発揮させ、かつ、効率的な管理が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。

2 教育委員会は、前項の規定により選定した指定管理者の候補者について、法第244条の2第6項に規定する議会の議決を経たときは、当該候補者を指定管理者に指定する。

3 教育委員会は、前項の規定により指定管理者の指定をしたときは、速やかにその旨を告示するものとする。第12条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

（事業報告書の作成及び提出）

第9条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において、指定管理者の指定の期間が満了したとき、又は第12条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消されたときは、当該指定管理者であったものは、その満了した日又は取り消された日から60日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 地域交流館の管理の実施状況
- (2) 地域交流館の利用状況
- (3) 地域交流館の利用料金の収入実績
- (4) 地域交流館の管理に係る経費の収支状況
- (5) その他地域交流館の管理の実態を把握するため、教育委員会が必要と定める事項

（業務報告の聴取等）

第10条 教育委員会は、地域交流館の管理の適正を期するため、指定管理者に

対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(申請の内容の変更等)

第11条 指定管理者は、第7条の規定により提出した申請書若しくはその添付書類の内容について変更しようとするとき、又は指定を辞退しようとするときは、あらかじめ、教育委員会の承認を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 指定管理者は、前項ただし書に規定する軽微な変更をしたときは、教育委員会にその旨を届け出なければならない。

3 教育委員会は、第1項に規定する承認をしたとき、及び前項の規定による届出を受けたときは、速やかにその旨を告示するものとする。

(指定の取消し等)

第12条 教育委員会は、指定管理者が第10条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

2 教育委員会は、前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、その賠償の責めは負わない。

(開館時間)

第13条 地域交流館の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、第1項に規定する時間を変更することができる。

(休館日)

第14条 地域交流館の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、休館日を変更することができる。

(1) 定期休館日 月曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する日に当たるときは、その日後において最も近い休日でない日とする。）

(2) 年始休館日 1月1日から1月4日まで

(3) 年末休館日 12月28日から12月31日まで

(4) 臨時休館日 特別の事情により、教育委員会の承認を得て指定管理者が必要と認めた日

(利用の許可)

第15条 地域交流館の施設又はその備品（以下「施設等」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、施設等の管理上必要な条件を付すことができる。

(利用の制限)

第16条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、地域交流館の

利用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は風紀を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設等を汚損し、又は損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 感染性の病気にかかっていると認められるとき。
- (5) 専ら営利目的として事業を行うと認められるとき。
- (6) 特定の宗教の利害に関することその他これに類する行為を行うと認められるとき。
- (7) 特定の政党の利害に関することその他これに類する行為を行うと認められるとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、地域交流館の管理運営上不適当と認められるとき。

(利用許可の取消し等)

第17条 指定管理者は、第15条の規定による利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の許可を取消し、又は利用を停止させることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第15条第2項の規定による利用の条件に違反したとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正の手段により利用の許可を受けた事実が明らかになったとき。
- (4) その他施設等の管理上やむを得ない事情が生じたとき。

(目的外利用等の禁止)

第18条 利用者は、許可を受けた目的以外に施設等を利用し、又は利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用料金)

第19条 利用者は、指定管理者に対し、次の各号に掲げる施設等の区分に応じ、当該各号に定める額により算定された額の利用料金を納入しなければならない。

- (1) 地域交流館の施設 別表第1に掲げる額の範囲内において指定管理者が定める額
- (2) 地域交流館の備品 別表第2に掲げる額の範囲内において指定管理者が定める額

2 前項の規定にかかわらず、利用者が次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該利用者は、指定管理者に対し、当該各号に定める額により算定された額の利用料金を納入しなければならない。

- (1) 市内在住者又は市内に事務所を有する者以外の者が利用する場合 別表第1又は別表第2に掲げる額に0.5を乗じて得た額を加算した額の範囲内において指定管理者が定める額
- (2) 利用者が実費を超えて参加費等を徴収する場合 別表第1又は別表第

2 に掲げる額に 1 を乗じて得た額を加算した額の範囲内において指定管理者が定める額

(3) 前 2 号のいずれにも該当する場合 別表第 1 又は別表第 2 に掲げる額に 1.5 を乗じて得た額を加算した額の範囲内において指定管理者が定める額

3 指定管理者は、前 2 項の規定により利用料金の額を定めようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。その額を変更しようとするときも、同様とする。

4 市長は、利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。
(利用料金の減免)

第20条 指定管理者は次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(1) 市の機関がその事務事業を行う場合

(2) 国又は他の地方公共団体が市に関係する事業を行う場合

(3) 団体が指定管理者又は教育委員会の承認を得て共催により又は後援を受けて利用する場合

(4) 市内に所在地を有する公共的団体がその目的を達成するための事業を行う場合

(5) 市内に所在地を有する福祉団体がその目的を達成するための事業を行う場合

(6) 市内に所在地を有する社会教育関係団体で、教育委員会が認めたものがその目的を達成するための事業を行う場合

2 前項に定めるもののほか、指定管理者は、特に必要があると認めたときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第21条 既納の利用料金は還付しない。ただし、指定管理者が必要と認める場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償)

第22条 利用者は、自己の責めに帰すべき理由により施設等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、指定管理者の指示するところによりこれを原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(秘密保持義務)

第23条 指定管理者又は地域交流館の管理に従事している者（以下この条において「従事者」という。）は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項の規定により準用される同条第1項及び同法第67条の規定により、個人情報を保護するとともに、地域交流館の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、指定を取り消され、若しくは指定を辞退し、又は従事者でなくなった後においても、同様とする。

(教育委員会による管理)

第24条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当することにより、指定管理者に地域交流館の管理を行わせることができない場合は、当該地域交流館の管理の業務を行うものとする。

(1) 指定管理者の指定を受けるものがないとき。

(2) 指定管理者を指定することができないとき。

(3) 第11条第1項の規定により指定を辞退することについて教育委員会が承認したとき。

(4) 第12条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

2 前項の場合におけるこの条例の規定の適用については、第13条第2項及び第14条ただし書中「指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て」とあるのは「教育委員会が必要と認めたときは」と、第14条第4号中「教育委員会の承認を得て指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、第15条から第17条までの規定、第19条第1項第1号及び第2号並びに第2項第1号から第3号まで並びに第22条中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、第19条第1項各号列記以外の部分及び第2項各号列記以外の部分、第20条並びに第21条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第19条（見出しを含む。）、第20条（見出しを含む。）及び第21条（見出しを含む。）中「利用料金」とあるのは「使用料」とする。

（委任）

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 地域交流館に係る使用の許可申請、使用の許可、使用料の納入手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（印西市立児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

3 印西市立児童館の設置及び管理に関する条例（昭和62年条例第2号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（印西市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例の一部改正）

4 印西市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例（昭和62年条例第3号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（印西市立子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

5 印西市立子育て支援センターの設置及び管理に関する条例（平成17年条例第21号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成25年12月19日条例第56号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に納入する使用料について適用し、同日前に納入する使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月22日条例第23号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の印西市立中央駅前地域交流館の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に納入する使用料について適用し、同日前に納入する使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和3年6月28日条例第22号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
（準備行為）
- 2 改正後の印西市立中央駅前地域交流館の設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による指定管理者の指定、施設等の利用に係る申請及び許可、利用料金の納入手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。
（経過措置）
- 3 新条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和4年12月19日条例第16号抄）

（施行期日）

- 第1条** この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日から施行する。ただし、附則第6条及び附則第7条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年6月20日条例第29号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。（後略）

別表第1（第19条）

1 1時間当たりの金額

室名	金額
レクリエーションホール	2,180円

調理実習室	440円
工芸室 1	330円
工芸室 2	220円
講座室 1	210円
講座室 2	210円
講座室 3	480円
会議室 1	200円
会議室 2	200円
会議室 3	160円
マルチルーム	440円
和室	240円
芸術ホール（ステージ）	1,790円
芸術ホール（平土間）	1,420円
ミニホール 1	280円
ミニホール 2	280円
リハーサル室	420円
バンドスタジオ 1	140円
バンドスタジオ 2	140円
楽屋 1	90円
楽屋 2	90円

2 1日当たりの金額

室名	金額
アートギャラリー 1	4,200円
アートギャラリー 2	4,200円

別表第 2（第19条）

1 回当たりの金額

品目	金額
陶芸窯	2,200円

印西市立中央駅前地域交流館の設置及び管理に関する条例施行規則

平成24年 1 月20日教育委員会規則第 1 号

改正

平成30年 3 月26日教委規則第 8 号

令和 3 年 3 月26日教委規則第 3 号

令和 3 年 8 月17日教委規則第 7 号

令和 3 年11月19日教委規則第10号

令和 3 年11月19日教委規則第12号

令和 5 年 3 月28日教委規則第 7 号

令和 5 年 9 月20日教委規則第10号

印西市立中央駅前地域交流館の設置及び管理に関する条例施行規則
(趣旨)

第 1 条 この規則は、印西市立中央駅前地域交流館の設置及び管理に関する条例（平成23年条例第21号。以下「条例」という。）第25条の規定により、印西市立中央駅前地域交流館（以下「地域交流館」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用目的)

第 2 条 条例第 2 条の設置目的を達成するため、次の各号に掲げる目的に応じ、当該各号に定める地域交流館の施設及びその備品（以下「施設等」という。）を活用する。

(1) 市民の交流機会創出の場 交流ホール、エントランスホール

(2) 自発的な学習活動等促進の場 レクリエーションホール、調理実習室、工芸室、講座室、会議室、マルチルーム、和室、芸術ホール、ミニホール、リハーサル室、バンドスタジオ、楽屋、アートギャラリー、個人学習室及び陶芸窯

(3) 高齢者の憩いの場 憩いの家

(指定管理者指定申請書等)

第 3 条 条例第 7 条の規則で定める申請書は、印西市立中央駅前地域交流館指定管理者指定申請書（別記第 1 号様式）とする。

2 条例第 7 条の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 管理運営の基本方針

(2) 施設の管理体制

(3) 施設運営計画

(4) 事業実施計画

(5) 個人情報保護の保護措置

(6) 緊急時対策

(7) その他管理運営に関する計画等

3 条例第 7 条のその他規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 地域交流館の管理運営に関する収支予算書及び事業実施予算書

(2) 定款又は寄付行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつ

ては、会則等)

- (3) 第1項の申請書を提出する日の属する前事業年度及び前々事業年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類及び財産目録
- (4) 市税滞納有無調査承諾書(別記第2号様式)
- (5) 納税証明書(国税及び都道府県税について未納がないことの証明)
- (6) 身元証明書(法人は代表取締役。法人以外の団体にあってはその代表者)
- (7) 労働保険料納付済証明書
- (8) 社会保険料納入証明書
- (9) ISOを取得しているものは登録証の写し
- (10) 誓約書
- (11) その他教育委員会が必要と認める書類
(指定管理者の指定の通知)

第4条 教育委員会は、条例第8条の規定により指定管理者を指定したときは、印西市立中央駅前地域交流館指定管理者指定通知書(別記第3号様式)により、指定したものに通知するものとする。

- 2 教育委員会は、条例第8条の規定により指定管理者として指定しなかったときは、印西市立中央駅前地域交流館指定管理者不指定通知書(別記第4号様式)により、指定しなかったものに通知するものとする。
(申請内容の変更の承認等)

第5条 指定管理者は、条例第11条に規定する変更の承認を受けようとするときは、印西市立中央駅前地域交流館指定管理者申請内容変更承認申請書(別記第5号様式)を教育委員会に提出するものとする。

- 2 教育委員会は、変更の承認をしたときは、印西市立中央駅前地域交流館指定管理者申請内容変更承認通知書(別記第6号様式)により、指定管理者に通知するものとする。

- 3 条例第11条に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定管理者の主たる事務所の所在地の変更(住居表示の実施(変更及び廃止を含む。))に伴うものに限る。)
- (2) 指定管理者の無限責任社員、取締役、執行役その他これらに準ずべき者の変更(合併又は分割による変更を除く。)
- (3) その他教育委員会が軽微であると認める変更

- 4 指定管理者は、条例第11条に規定する届出をしようとするときは、印西市立中央駅前地域交流館指定管理者申請内容変更届(別記第7号様式)を教育委員会に提出するものとする。

(指定の辞退)

第6条 指定管理者は、条例第11条に規定する辞退の承認を受けようとするときは、印西市立中央駅前地域交流館指定管理者指定辞退承認申請書(別記第8号様式)を教育委員会に提出するものとする。

- 2 教育委員会は、辞退の承認をしたときは、印西市立中央駅前地域交流館指定管理者指定辞退承認通知書（別記第9号様式）により、指定管理者に通知するものとする。

（利用の申請）

第7条 条例第15条の規定により地域交流館を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、利用許可申請書（印西市公共施設予約システムの利用等に関する規則（平成17年規則第68号。以下「予約規則」という。）第6号様式。）を指定管理者に提出しなければならない。ただし、予約規則第12条第4項の規定による場合は利用許可申請書の提出があったものとみなす。

- 2 前項の規定による利用許可申請書の提出期間は、団体にあつては、施設等を利用しようとする日（以下「利用日」という。）の属する月の2月前の月の9日から利用日の1日前までとし、市内在住者又は市内に事務所を有する者以外の者及び個人にあつては、利用日の10日前から1日前までとする。

- 3 条例第20条第1項第1号から第3号までに該当する場合及び指定管理者が特に理由があると認めた場合は、前項に規定する期間外においても当該申請をすることができる。

（利用時間数）

第8条 地域交流館を利用することができる1月当たりの時間数は16時間以内（第2条第2号に規定するレクリエーションホールにあつては8時間以内、アートギャラリーにあつては14日以内）とする。

- 2 条例第20条第1項第1号から第3号までに該当する場合、指定管理者が特に理由があると認めた場合及び利用日の属する月の2月前の月の16日以降の申請による場合における地域交流館の利用は、前項の時間数を超えることができる。

（利用者登録による予約）

第9条 申請者は、予約規則に基づき、あらかじめ住所、氏名その他地域交流館の利用に関する事項について登録（以下「利用者登録」という。）をすることができる。

- 2 利用者登録をした者は、利用日の属する月の2月前の月の初日から7日までの間に、予約規則に基づき、利用の許可の申請の予約（以下「予約」という。）をすることができる。なお、予約は、地域交流館に限るものとし、1月16時間以内（第2条第2号に規定するレクリエーションホールにあつては8時間以内、アートギャラリーにあつては14日以内）とする。

- 3 指定管理者は、前項の規定により予約をした者の数が利用に供すべき地域交流館の施設の数を超えるときは、抽選により利用の許可の予定者（以下「利用予定者」という。）を決定する。

- 4 指定管理者は、第2項の規定により予約をした者の数が利用に供すべき地域交流館の数を超えないときは、当該予約をした者を利用予定者として決定する。

- 5 利用者登録をした者は、利用日の属する月の2月前の月の9日から利用日

の1日前までの間に予約規則に基づき、随時予約をすることができる。この場合において、指定管理者は、当該予約をした者を利用予定者として決定する。なお、随時予約は、第2項に規定する予約時間も含め、1月16時間以内（第2条第2号に規定するレクリエーションホールにあつては8時間以内、アートギャラリーにあつては14日以内）とする。

6 利用予定者は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める期間内に第7条第1項に規定する利用許可申請書により、申請をしなければならない。

(1) 第3項及び第4項の規定により利用予定者として決定された者 利用日の属する月の2月前の月の9日から15日（その日が条例第14条に規定する休館日であるときは、指定管理者が別に定める日）まで

(2) 前項の規定により利用予定者として決定された者 利用予定者として決定された日から利用日の1日前（その日が条例第14条に規定する休館日であるときは、指定管理者が別に定める日）まで

7 指定管理者は、前項各号に掲げる者が、当該各号に定める期間内に申請をしないときは、利用予定者としての決定を取り消すものとする。

(利用の許可)

第10条 指定管理者は、第7条の規定による申請が適当であると認めたときは、利用許可書（予約規則第7号様式。）に）を申請者に交付するものとする。ただし、予約規則第13条第2項の規定による場合は利用許可書の提出があつたものとみなす。

(専有をしない場合)

第11条 第2条第2号に規定する個人学習室及び同条第3号に規定する憩いの家を個人で利用する者は、来館時に利用する施設の利用申請を行うものとする。

(利用の取消)

第12条 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、地域交流館の利用を取消しするときは、利用許可書を添えて利用取消届出書（予約規則第8号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による届出を承認したときは、利用取消承認書（予約規則第9号様式）を利用者に交付するものとする。

(利用許可の取消し等)

第13条 指定管理者は、条例第17条の規定により地域交流館の利用許可を取消し、又は利用を停止させたときは、印西市立中央駅前地域交流館利用取消（停止）通知書（別記第10号様式）により利用者に通知するものとする。

(利用料金の納入)

第14条 利用者は利用料金を第10条の規定による利用許可書の交付を受ける際に納入するものとする。

(利用料金の減免)

第15条 条例第20条の規定により、利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、印西市立中央駅前地域交流館減免申請書（別記第11号様式）を指定管

理者に申請しなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の規定による申請を承認したときは、印西市立中央駅前地域交流館減免承認書（別記第12号様式）を利用者に交付するものとする。
- 3 条例第20条第1項第4号に定める公共的団体とは、町内会、自治会等の住民自治組織団体をいう。

（利用料金の還付）

第16条 条例第21条ただし書の規定による利用料金の還付は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1） 指定管理者が管理上その他やむを得ない理由により利用を停止し、又は利用の許可を取り消した場合 全額
- （2） 天災その他利用者の責によらない理由により利用できない場合 全額
- （3） 利用日の10日前までに利用の取消しを申し出て指定管理者の承認を得た場合 半額

（利用者の遵守事項）

第17条 利用者は、地域交流館の利用に当たり利用許可書を提示し、職員の指示に従うほか、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- （1） 収容定員を超えないこと。
- （2） 指定された場所以外で火器の利用及び飲食をしないこと。
- （3） 指定された場所以外の利用及び出入りをしないこと。
- （4） 許可なく備品の利用及び移動をしないこと。
- （5） 許可なく危険若しくは不潔な物品又は動物（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬（同法第12条第1項に規定する表示をしたものに限る。）を除く。）を持ち込まないこと。

（職員の立入り）

第18条 利用者は、職員が地域交流館の管理上、利用中の施設の立入りを要請したときは、これを拒むことはできない。

（原状回復）

第19条 利用者は、地域交流館の利用時間内において原状に回復し、職員の点検を受け、その指示に従わなければならない。

（汚損等の届出及び賠償）

第20条 利用者は地域交流館の施設等に汚損等を加えたときには、直ちにその旨を印西市立中央駅前地域交流館設備汚損等の届出書（別記第13号様式）により指定管理者に届け出なければならない。

- 2 利用者は、賠償の請求を受けたときには、請求を受けた日から7日以内に賠償をしなければならない。

（教育委員会による管理運営）

第21条 条例第24条第1項の規定により、指定管理者に地域交流館の管理運営を行わせることができない場合におけるこの規則の規定の適用については、第7条第1項及び第3項、第8条第2項、第9条第3項から第7項まで、第

10条、第12条及び第13条、第15条第1項及び第2項、第16条第1号並びに前条第1項中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、第16条第3号の「指定管理者」とあるのは「市長」と、第14条（見出しを含む。）、第15条第1項及び第16条（見出しを含む。）の「利用料金」とあるのは「使用料」とする。

（委任）

第22条 この規則に定めるもののほか、地域交流館の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 中央駅前地域交流館に係る使用申請、使用の許可、使用料の納入手続その他この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

（印西市教育委員会行政組織規則の一部改正）

- 3 印西市教育委員会行政組織規則（昭和41年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成30年3月26日教委規則第8号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月26日教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年8月17日教委規則第7号）

この規則は、令和3年9月1日から施行する。

附 則（令和3年11月19日教委規則第10号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年3月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現にある改正前の印西市立公民館の管理及び運営に関する規則、印西市立中央駅前地域交流館の設置及び管理に関する条例施行規則、印西市立図書館設置条例施行規則、印西市文化ホールの設置及び管理に関する条例施行規則、印西市立印旛歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例施行規則、印西市立木下交流の杜歴史資料センターの設置及び管理に関する条例施行規則及び印西市文化財保護条例施行規則の様式による用紙については、当分の間、所要の調整を行って使用することができる。

附 則（令和3年11月19日教委規則第12号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の印西市立中央駅前地域交流館の設置及び管理に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定による指定管理者の指定、施設等の利用に係る申請及び許可、利用料金の納入手続その他この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この規則の施行前に改正前の印西市立中央駅前地域交流館の設置及び管理に関する条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、新規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（令和５年３月28日教委規則第７号）

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和５年９月20日教委規則第10号）

この規則は、令和５年10月１日から施行する。

令和 6 年度 公民館・地域交流館事業報告書

あ ゆ み

発 行 令和 7 年 6 月

発行者 印西市立中央公民館

印西市大森 3 9 3 4 - 1